

# 平成26年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第1日目 平成26年6月11日(水)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。  
これより、6月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。8番 北嶋賢子君、9番 菊地文人君を指名いたします。  
次に、日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。1番 村井剛君

議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から、6月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。  
去る6月3日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案は、条例の一部改正3件、条例廃止1件、平成26年度補正予算関係8件、工事請負契約1件、人事案件2件、承認は条例の一部改正の専決処分案件が2件、報告は繰越明許費繰越計算書2件、推薦は八郎潟町農業委員会委員の推薦が1件であります。また請願・陳情は1件で、一般質問者は6名となっております。  
次に、平成26年度の議員派遣につきましては、町議会議員の視察研修を計画いたしております。また、南秋田郡の議員大会が8月5日、大潟村で行われ、また県の議員研修会が、8月8日秋田市でそれぞれ開催されることとなっております。  
今定例会の日程は、初日が町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案等に対する質疑を行い、各常任委員会に付託することにいたしますが、一般質問並びにその後の審議は、深まることを期待し、初日の常任委員会は、日程の確認に留め議員個々の議案の検討時間に充てることと基本的に考えております。しかしながら、各常任委員の意向を尊重して審議を進めていただきたいと思いますと思っております。  
2日目は、一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入らせていただきますが、各常任委員会の審議につきましては、委員長報告の作成に配慮し、できるだけ2日目をもって終了して下さるようお願い申し上げます。  
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。  
以上のとおり、今定例会の会期は、町長の今後の日程等を考慮し、皆さんに配付いたしました資料のとおり、本日から13日までの3日間で行うことに決定いたしております。  
なお、組合議会の報告は、本会議終了後、直ちに行いますので、よろしく準備の程お願いいたします。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議の程、お願いを申し上げます。

議長 三戸留吉 今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日11日から13日までの3日間と決定してご異議ございませんか。

4番 石井清人 4番 石井です。ちょっと私の希望、意見を話させていただきたいのですが、今回計上された予算、条例、全て重要で町民生活に直結しますので、本会議終了後の委員会も、私は進めていければ審議が深まっていいなと思っております。私の意見ですが。

議長 三戸留吉 議会運営委員長、補足お願いします。

議会運営委員長 村井剛 その事につきましては、先程の報告にもありましたが、各常任委員の意向を尊重して、審議を進めていただきたいと思いますと報告しておりますので、常任委員長がお諮りして進めていただければ有り難いと思っております。ただし、一般質問者の意向を尊重していただきたいと思います。

議長 三戸留吉 はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 いま議会運営委員長から、本会議終了後に一部事務組合の議会の内容を報告させるのでした。その報告は、それでは審議の対象にならないので、本会議が終わる前に各一部事務組合の報告をして、質疑を行うべきかと思っております。

議会運営委員長 村井剛 この件につきましては、以前にも報告をしていただいたことがございます。どういう形での報告だったのかということ、本会議終了後に以前も報告を行っていた、ということでありましたので、慣例に倣って行うものであります。

5番 加藤千代美 私は反対します。なぜかと言えば、一部事務組合に本町は負担金を出しております。その負担金の中身について質疑する場所がないということは、本会議が終了した後にすると、それに対する質疑ができないということになる。ですから本会議中に、一部事務組合の報告を受け、そこで質疑を行うべきだと思っております。

議会運営委員長 村井剛 基本的には、審議につきましては、予算の上程された3月議会でなされる機会がありますので、恐らく以前この報告というのはこのようになされたものと解釈しております。

5番 加藤千代美 ちょっと休憩してもらえますか。

議長 三戸留吉 休憩します。

(休憩)

(再開)

議長 三戸留吉 再開いたします。他にありませんか。  
ご異議なしと認め、本日から13日までの3日間と決定しました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第3、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 おはようございます。  
(町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これより、町長の行政報告に対する質問をおこないます。なお、質問は明日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるようお願いいたします。また、一人一問程度で簡潔にお願いします。質問のある方は挙手をしてください。  
はい、7番 伊藤秋雄君

7番 伊藤秋雄 いま町長の行政報告にもありましたが、チャレンジデーのことについて質問いたします。私は今年初めて本町が参加したことで大変喜んでおりますが、ただ残念なことは50%以上いくのではないかと私は思っていました。ところが結果は31.1%ということで、敗北したわけです。その理由について聞きたいと思っております。

このことについての経緯をお話しますと、2月13日に県の体育協会から要請がありました。その前にも私が体育指導員をやっている時から、県の体育協会から要請されておりました。町の体育協会にも同じように要請があったと思っております。それにも関わらず当町は積極的でなかったということで、2月13日に県の体育協会の方と笹川財団の方と3名が来町し町長とお会いし、そしてまた教育長、教育課長、担当とお話したところ、25年度は無理ですよ、ということで、町長もそういう言葉を言っています。そして26年度は我が町でも参加しようという意見でした。そして教育委員会の方でも受けることにしました。

その後11月1日に全国の体育理事長の小野清子さん、それから県の体育協会の片野さん、それから笹川財団の有田さんという方が、八郎潟町が参加してくれて非常にうれしいということで八郎潟町にきました。八郎潟町は昔から体育の町だということで、他の協会からも期待感が持たれておりました。そして私自身もスポーツ推進員の野中さんからも色々と期待の言葉をいただきました。その結果敗北ということで、その理由を1つ。

それから、町では今回の当初予算でチャレンジデーに332千円置いてます。それから体育協会にも補助金を置いてます。それからスポーツ推進員にも報酬が置かれています。なぜそういう方に、会議を開いたり呼びかけをして協力を仰がなかったのか、その

2点をお願いします。

教育課長 渡部広保 まず数字的に上がらなかった理由ということですが、確かに初めての参加ということで、職員が要領を得ないところもあったと思います。ただ数字的には、私個人としては、2千人もの町民の方から参加していただきましたし、決して恥ずかしい数字ではないと思っております。ただ今ご指摘があったとおり、もっと町内会なり、各種団体に協力を仰ぐ場面というのが、あったのではないかという点では、反省としてございます。この後、分析等まだしておりませんので、実行委員会の反省会を計画しておりますので、その中に於いて色々ご意見をいただきながら、来年度以降に繋げていきたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 いま敗北した理由ということで課長から説明がありました。私も色々な方からの話を聞いてますと、町内会でもまちまちである、そしてまた会議の中ではちょっと言ったけれど、後は呼びかけもなかった。そういうことで良かったのかなと、私ははっきり言って喜んではおりません。

湖畔時報を見ても、五城目町・井川町・潟上市、私たちの町は最下位です。新得町は、目標70%掲げていたそうです。そういうことをやる以上は、事前に計画を練っていくのも必要であったと私は思っております。首長同士の交流をもつチャレンジデーでは無いと思えます。

そういうことで、今後やる以上は目標を立てて、事前に計画を立ててやるのも必要でないかと思っておりますので、今後頑張ってください。よろしくをお願いします。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

5番 加藤千代美 質問は3点です。まず第1点、行政報告の8ページの方に、9月の議会で事業を精査して回答するとありますけども、あまりにも繰越金が多すぎる、いわゆる事業が適正に行われていないのではないかと、そういう感じがいたしますので、これについて今の時点で分かったら説明願いたい。

それから、やはりいま伊藤議員が言ったチャレンジデーの事なんですが、5月30日の魁新聞、当然行政当局は見てると思うのですが、この中で初参加したのは、八峰町・藤里町・八郎潟町・上小阿仁村とあります。藤里にいたっては、相手が62%にも関わらず勝利した、とあります。教育課長は4月から赴任して、この事業に携わる期間は短かったと思いますが、やはり事業を行うということは、緊密な計画を立てなければ成果は上がらないということが、このデータで出てきてると思えます。

地方の新聞の湖畔時報を見ますと、伊藤議員が言ったように八郎潟町は最下位です。そういう点も加味して事業を行う場合には、緊密な計画を立てていただきたい。これを要望しておきます。

3つ目ですが、行政報告にはなかったんですけども、最近私の所にきているのは、パチンコ屋の向かいの廃品回収している場所があります。そこが倒産したという話があります。町ではその状況を把握しておりますでしょうか。

総務課長 渡部博英 8ページに実質収支額が約2億1千万の見込みになると記載しておりますけれども、今回の6月補正で1億円を財政調整基金から取り崩すこととしております。ですので、今回繰越を財源に充ててもよかったわけですけども、前年度繰越金では800万ほど、そして財政調整基金の取り崩しが1億円ということで、財源を充てております。9月議会できちんと報告したいと思えます。

それから不用額等がありますので、若干増えているということになります。

議長 三戸留吉 2つ目のチャレンジデーについては、答弁はよろしいですか。いらないですね。次の廃品回収について、もしわかったらお願いします。

町民課長 一ノ関一人 パチンコ屋さんの隣の家電製品廃品なんですけれども、この倒産したという情報、私の方にも情報は入ってきております。詳しい内容については、現在の所分かっておりませんが、こういう問題を抱えている市町村もありますので、その市町村とは緊密に連絡をとりながら、今後対応していきたいと思っております。

議長 三戸留吉 行政報告になかったもので、これはこれで終わりにしていただきたいと思えます。他にありませんか。

9番 菊地文人 湖東厚生病院の負担金の割合のことですけれども、6月の補正で1千3百万ほどありますけれども、27年度はどの時点で決めることになるのかをお願いします。

総務課長 渡部博英 湖東厚生病院の運営費のことですけれども、補助自体は今後5年間、平成30年度までとしてございます。なお平成27年度以降の負担割合につきましては、いま反映しておりますけど実績に応じて、入院・外来利用割りを定めて算定することとしております。それにつきましても今後4町村で協議することとなると思います。

9番 菊地文人 そうすれば、また27年度も6月の補正という可能性があるということでしょうか。

総務課長 渡部博英 恐らく今年度分も3月の状態で精算するという事になってますので、6月補正になると思います。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

5番 加藤千代美 行政報告の4ページにありました、税の申告の中身なんですけど、全体で2,207名とあります。町全体の申告者数は何名ですか。

税務課長 落合智 資料が手元にありませんので、後でご報告いたします。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

6番 柳田裕平 過疎地域の自立促進市町村計画の所で、町自立計画策定委員会を設置するとありますが、この委員会のメンバーの構想や、メンバーが決まっているとか、そういうところを教えていただきたいと思います。

総務課長 渡部博英 柳田議員のご質問にお答えいたします。

今回、市町村計画策定にあたりまして、委員会を立ち上げる事としております。委員会のメンバーは、今回6月補正で謝礼の方あがってますけれども、9名としておりまして、それぞれの分野、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、これらを踏まえまして、この中から9名を、各種団体から選任したいと考えております。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

3番 金一義 除雪ですけども、出勤回数、対前年度比67%とありましたけども、オペレーターについてですけども、携帯を使いながら操作してるとか、路面の表面だけやってるということをおっしゃっております。どういう形で新規のオペレーターを採用しているのか、また町の方ではどういう指導をなさっているのか、もちろん早朝から作業するのは大変なことはわかります。けれども、町民は見ているので、雪に関しては非常に敏感で、「非常に雑で俺より下手だもんね」という言い方されるんですよ。なので、そこら辺町の方で、どういう方を採用しているのか、免許持ってる方でないとダメなんですけども、また、先程も話したように町としてオペレーターに対する指導とかは、どんな形でしておるか、その辺のところをお願いします。

建設課長 吉田久壽 採用にあたっては、大型特殊車両と車両系の2つの免許のある方を採用しております。今回辞める方がおられて、急遽採用したのですが、免許があるということと、ある程度実務経験があるということで採用しております。しかしながら、技術的に至らない部分があるということで、県でやっている講習会等にできるだけ参加させるようにしたいとは思っております。

議長 三戸留吉 他にありませんか、なければこれにて町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第4、議案第21号から、日程第19、請願・陳情までの、議案13件、承認2件、陳情1件を各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。議事日程については、配付している日程表のとおりであります。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします、議案及び承認の概要について、ご説明申し上げます。  
定例会会議日程資料の6ページをご覧ください。

議案第21号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

平成26年4月1日施行の八郎潟町心身障害児就学指導委員会規則の一部改正により八郎潟町心身障害児就学指導委員会が八郎潟町教育支援委員会に改められたことに伴い委員の名称を改正するものであります。

資料8ページ

議案第22号 八郎潟町都市公園条例の一部を改正する等の条例について

この条例は、都市公園法第2条第2項に定める公園施設である中羽立公園管理棟を、本来規定すべき都市公園条例に規定して、中羽立公園管理棟条例を廃止するとともに、都市公園法第6条の規定による公園の占用に関する使用料については、道路占用料に準じて都市公園条例に規定しているところ、平成23年の道路占用料の引下改定の際の改正漏れを改める一部改正を行うものであります。

資料17ページ

議案第23号 八郎潟町公民館条例の一部を改正する条例について

八郎潟町公民館は、平成6年から八郎潟町農村環境改善センター内で業務を行っており、平成14年に、実態に合わせるために、条例を全部改正しておりますが、使用許可等については、従来どおり八郎潟町農村環境改善センター設置条例の規定により運用しているため、この条例の使用許可等の規定を削除する必要があることから、改正するものであります。

資料23ページ

議案第24号 八郎潟町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例について

農業集落排水事業を公共下水道事業に移行したことに伴い、八郎潟町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止し、併せて会計の精算が終了することから、農業集落排水事業特別会計条例及び農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止するものであります。

補正予算書1ページをご覧ください。

議案第25号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）について

歳入歳出にそれぞれ1億3,309万円を追加し、歳入歳出の予算総額を28億5,228万1千円としております。

歳入の主なものは、9ページ、地方交付税の特別交付税に、湖東厚生病院への運営費補助分として3,643万円を追加しております。

国庫支出金・農林水産業費国庫補助金の経営体育成支援事業費補助金には300万円を追加しております。これは、1法人に対し町を経由し助成されます。

土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金事業では、町が当初要望した交付金額に対し、国から配分額が示されたもので1,343万円を減額しております。

県支出金・衛生費県補助金の地域自殺対策緊急強化事業費補助金には、県からの内示により108万1千円を追加しております。

11ページ、諸収入の自治総合センターコミュニティ助成金には、239万9千円を追加しております。これは、宝くじの社会貢献事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業として、各団体からの申請に基づき、一般財団法人自治総合センターで決定されたもので、31・32区町内会に対し助成されます。

基金繰入金には、財政調整基金1億円を追加し、前年度繰越金は227万円としております。

次に、歳出の主なものは、13ページ、議会費には、北海道新得町への町議会議員研修費として、旅費に65万2千円を、車借上料に17万3千円をそれぞれ追加しております。

15ページ、総務費・自治振興費の自治総合センターコミュニティ助成金に239

万9千円を追加しております。これは、宝くじの社会貢献事業として、31・32区町内会に対し、当初予算額と合わせた240万円が助成されます。

また、湖東厚生病院運営費補助金として、4,948万3千円を追加しております。うち、3,643万円は特別交付税で交付される見込です。

企画費の謝礼には、過疎地域自立促進計画の策定にあたり、計画策定委員会を設置するもので、委員への謝礼として5万4千円を追加しております。また、普通旅費8万3千円の追加は、当初埼玉県と見込んでおりました「ゆるキャラグランプリ」の開催地が、名古屋セントレア空港で、11月に開催される事に決まりましたので、旅費不足分を追加するものです。

19ページ、民生費・社会福祉総務費の地域福祉協力員設置人材育成事業補助83万円の追加は、各町内会に、概ね50世帯に1名の地域福祉協力員を設置し、民生児童委員と連携を取りながら、社会福祉協議会・行政・包括支援センター等、各団体とともに、ニーズの発掘と地域で問題を解決するためのネットワークを構築するもので、町社会福祉協議会に対し補助するものです。

老人福祉費の老人クラブ連合会活動費補助金27万円の追加は、老人クラブが創立50周年を迎えることから、記念式典開催費分として補助するものです。

また、介護保険特別会計繰出金には、人事異動に伴う職員人件費分として5233万9千円を追加しております。

児童福祉費・児童措置費には、未来づくり協働プログラム事業の子育て支援分として、需用費に29万円を、役務費に2万5千円を、21ページ施設備品には遊具・冷蔵庫など953万3千円をそれぞれ計上し、総額で984万8千円を追加しております。

25ページ、農林水産業費・農業振興費には、未来にアタック農業夢プラン応援事業費補助金として31万6千円を計上しております。これは、秋田県が戦略作物生産拡大対策事業として進めている「ほうれんそう」の生産拡大のためのパイプハウス1棟の購入費で、1個人に対し補助するものです。

担い手農家育成対策費の経営体育成支援事業費補助金300万円の追加は、1法人がミニライスセンターの建設を予定しており、荷受施設・乾燥設備の購入に対する助成で、全額、国からの補助となっております。

土地改良施設管理費には、多面的機能支払交付金事業費負担金として827万4千円を追加しております。この制度は、これまでの「農地・水保管理支払交付金」を再編したもので、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援するため、7団体に対し交付するものです。

27ページ、商工費・観光費には、未来づくり協働プログラム事業の交流広場環境整備分として、需用費には観光情報パンフレットの印刷費など66万6千円を、施設備品には音響設備、会議用テーブルなど1,627万1千円をそれぞれ計上し、合わせて1,693万7千円を追加しております。

29ページ、土木費・道路維持舗装費の土木等人夫賃25万9千円と機械借り上げ料178万6千円の追加は、町内会長会議で要望のありました、4箇所分の側溝泥上げ費用であります。

また、町道駅前環状線の調査測量委託料として243万2千円を、町道・下水路整備工事費の1,504万5千円のうち、町道駅前環状線・道路改良工事費分として1,414万8千円をそれぞれ追加しております。これは、駅前整備及び将来的な道路計画を鑑み、道路維持舗装工事により整備するものです。

社会資本整備総合交付金事業については、歳入でもご説明いたしましたが、国から配分額が示されたことによる、全体事業内容の見直し等によるもので、町道整備工事費は、実施予定路線を再選定し、3,217万4千円の減額としております。調査測量委託料には、家ノ後1号橋・家ノ後2号橋の補修詳細設計と浦大町下町線用地測量として371万6千円を追加しております。建物調査委託料の131万8千円、道路敷購入費の153万円、物件移転補償費の570万円の追加は、いずれも浦大町下町線の改良工事事業分であります。

公共下水道事業特別会計繰出金は、人件費と公下水道管布設に関するもので、251万6千円としております。

消防費・施設費のAEDリース料59万8千円の追加は、5年間の保証期間が終了する、役場庁舎、保健センターなど公共施設に設置する10箇所分と、新たに弁天球場に設置するものです。AEDについては、メンテナンス管理が重要となっており、リースすることによって、定期点検の実施など、メリットが大きいこと、また町民課で一括管理することで、経費の削減と事務の効率化を図ることができます。これに伴いまして、現在設置している、AEDのバッテリー交換として、消耗品費に計上した58万3千円

を減額しております。

35ページ、教育費・社会教育費の図書館費には、未来づくり協働プログラム事業の図書備品等整備事業分として、需用費に83万8千円を、図書館システムリース料に150万7千円を、施設備品には書架、会議用テーブルなど3,268万2千円を、図書購入費には600万円をそれぞれ計上し、総額で4,102万7千円を追加しております。

37ページ、文化財保護費には、歴史資料館設計監理委託料として248万6千円を追加しております。これは、郷土の文化遺産を後世に引き継ぐため、浦大町地区の農業集落排水処理場を歴史資料館へ改修するためのものです。

保健体育費・中羽立公園体育施設管理運営費の施設備品は、弁天球場にAEDを購入することとしておりましたが、町民課で一括管理することから22万9千円を減額しております。

なお、各項目に計上されている人件費については、職員の人事異動や共済費の率変動等に伴うもので、38ページ、39ページ、「給与費明細書」に内訳ごとに記載しており、総額で特別職が35万1千円の追加と、一般職が1,274万9千円の減額としております。

以上が、一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

#### 予算書41ページ

議案第26号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
歳入歳出から、それぞれ2万円を減額し、総額を7億1,098万6千円としております。

歳入では、47ページ、国民健康保険税については、25年度確定申告を基に賦課算定を行った結果、総額で885万6千円を減額し、前年度繰越金には、財源を補うために883万6千円を追加しております。

歳出では、49ページ、社会保険診療報酬支払基金への金額が確定したため、後期高齢者支援金に2万6千円を追加し、介護納付金は4万6千円を減額しております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

会議日程資料24ページをご覧ください。

議案第27号 八郎潟町農業集落排水事業特別会計の剰余金について

農業集落排水事業特別会計の廃止に伴い、八郎潟町農業集落排水事業特別会計に剰余金が生じたため、公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第7条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

#### 資料25ページ

議案第28号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について  
一般会計及び農業集落排水事業特別会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

補正予算書51ページをご覧ください。

議案第29号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
歳入歳出にそれぞれ475万5千円を追加し、総額を3億3,036万2千円としております。

55ページ、歳入では一般会計繰入金に251万6千円を、他会計繰入金には、農業集落排水の剰余金として223万9千円をそれぞれ追加しております。

歳出では、公共下水道事業費の実施設設計委託料に50万円を、公共下水道管渠築造工事には350万円をそれぞれ追加しております。これは、湖東病院跡地に薬局建設の計画があり、県道バイパス工事完了前に下水道管の布設を行うためです。

人件費につきましては、56ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

#### 予算書57ページ

議案第30号 平成26年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について  
歳入歳出にそれぞれ223万9千円を追加し、総額を224万円としております。

この度の補正は、農業集落排水事業特別会計の廃止にあたり、25年度の剰余金を公共下水道事業特別会計に繰り出すためのものです。

以上が、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

予算書 63 ページ

- 議案第 31 号 平成 26 年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について  
歳入歳出にそれぞれ 523 万 9 千円を追加し、総額を 7 億 7,941 万 6 千円として  
おります。  
この度の補正は、人件費によるものであり、68 ページ「給与費明細書」に記載して  
おります。  
以上が、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の概要であります。

予算書 69 ページ

- 議案第 32 号 平成 26 年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第 1 号）について  
この度の補正予算では、収益的収入及び支出を据え置き、収益的収入を総額 1 億 5,  
278 万 2 千円、収益的支出を総額 1 億 5,821 万 3 千円としております。  
資本的支出は 600 万 6 千円を追加し、総額 5,066 万 4 千円としております。  
主なものは、73 ページ、収益的支出の総係費には水道技術管理者資格取得研修会の  
参加費用として備用品費に 3 万 3 千円を、旅費に 65 万 8 千円を、会費負担金には受講  
料として、24 万 6 千円の総額 93 万 7 千円を追加しております。  
資本的支出では、取水浄水施設整備費に浄水場電気設備更新工事実施設計委託料とし  
て 162 万円を追加しております。これは浄水場の受変電盤が、経年劣化により腐食が  
進んでいることから設備更新のためのものです。また、配水施設整備費には、川崎字貝  
保地内の配水管布設替の実実施設計委託料として 83 万 2 千円を、工事費として 355 万  
4 千円をそれぞれ追加しております。これは、湖東病院跡地に薬局建設の計画等があり、  
県道バイパス工事完了前に配水管の布設を行うものです。  
人件費は、74 ページ「給与費明細書」に記載しております。  
以上が、上水道特別会計補正予算（第 1 号）の概要であります。

会議日程資料 26 ページをご覧ください。

- 議案第 33 号 工事請負契約の締結について  
秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業情報交流拠点多目的施設建築工事につい  
て、平成 26 年 5 月 30 日入札の結果、中田建設株式会社が落札し、4 億 5,792 万  
円で、仮契約を締結したので、地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に  
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第 2 条の規定に基づき議会の議決  
を求めるものであります。

続きまして、承認についてであります。資料 27 ページ

- 承認第 1 号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて  
地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税  
法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成 26 年 3 月 3  
1 日にそれぞれ公布されたことに伴い、八郎潟町町税条例の一部を改正したものであり  
ます。  
主な改正内容は、法人町民税法人税割額税率の引き下げ及び軽自動車税税率の引き上  
げ等であり、議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る時間的  
余裕がなかったため専決処分したもので、これについて議会の承認を求めるとあり  
ます。

資料 70 ページ

- 承認第 2 号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め  
ることについて  
地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法  
施行規則の一部を改正する省令が平成 26 年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたことに伴  
い、八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。  
主な改正内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 16 万円に、介護納  
付金課税額に係る課税限度額を 14 万円にそれぞれ引き上げるとともに、減額の基準を  
改めることとした等であり、議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議  
決を経る時間的余裕がなかったため専決処分したもので、これについて議会の承認を求  
めるものであります。  
以上、よろしくご審議の上、何卒、ご可決・承認くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第4、議案第21号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第21号についての質疑を終わります。

次に、日程第5、議案第22号 八郎潟町都市公園条例の一部を改正する等の条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

11番 近藤美喜雄 1つだけお伺いします。提案理由の中で説明しておりますけれども、ちょっとわからないので教えてください。

この条例改正は、いわゆる法律の23年の道路事業法の関係で、改正漏れがあったということで提案しているということですが、その中で23年に改正漏れしたということは、いわゆる今現在までの改正されていない部分の取り扱い、これはこのままで良しとするものか、それとも前もって遡って改正すべきものをしていなかったのか、何らかの措置があるものかどうか、この辺と、それから今改正するとすれば26年4月1日から改正するというところに捉えますけれども、前段の方で支障がないとすれば4月1日まで遡る必要があるのかどうか、この2つについて教えてください。

建設課長 吉田久壽 公園の占用については、占用物件が2本程度だったので数量が少なかったということで、児童公園に本柱1本と支柱が1本程度だったので占用漏れがあったことは事実です。23年度に道路法の改正により占用料が引き下がったことについても、見落としてあったということと、管理棟の改修に伴って占用料についても直したいということです。徴収についてこれからどうなるかについては、占用物件の相手方と相談したいと思いません。

副町長 智田邦英 私の方から少しご説明いたします。いくつか要因が重なっての今回の改正お願いしております。1つは先程申し上げたとおり、電力柱の許可にあたってきちんと占用料を取っておらない案件が1つありました。それにあって私の方から額を示して取るように話をしたところ、実は改正漏れがあって、今のルールは少し高いお金だという話があったので、引き下げと同時に手続きもきちんとやるようにと、相手方にはちょうど更新の時期になっておりましたので、説明した上で4月1日から引き下げて対応する。条例改正になったあと、4月1日に遡り適用をして許可証も出し、使用料も徴収したいということで話しております。今回の条例改正を認めていただいて、きちんとした手続きに今年度から移行できればと思っております。

11番 近藤美喜雄 聞いているポイント1つありますけれども、今まで23年の改正はしないで、いうなれば余計な手間をしたわけですね。それがもらった分は法の関係で改正してと思うんですけども、23年以降現在まで高くもらった差額については問題ないのか、どうするのか。

副町長 智田邦英 実は高い額すらもらっていなかったのが実態ですので、免除という形で無償で立っていた。1本あたり数百円ですけども、それが恐らく1年くらいあったんだと思います。ですので、それについてまた遡って取るというのではなく、今回限りで取りたいということです。それを4月に手続きされてないのがある程度発覚したので、そこは高い額でその当時の4月1日の高い額でやるのは、不公平かということもありましたので、4月1日に遡ってきちんとした額でだしたいということでございます。

議長 三戸留吉 よろしいですか。他に質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第22号についての質疑を終わります。

次に、日程第6、議案第23号 八郎潟町公民館条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 石井清人 4番 石井です。公民館のこと、ちょっと思い出すと、農村環境改善センターができた時点で、職員が配置されまして、その後ちょっと手狭だということで、工事をして広くして職員が配置されました。その後、改善センターに公民館の看板掲げて業務やって

きたんですが、この度の条例改正で、使用許可から使用料のところ削除されるということでもあります。

ところで、今の公民館条例では、位置が字大道81番地1になってますが、私はそこに職員もおらないし、むしろ公民館の位置が何処だかとなれば、大道80番地でないかという気がしています。これ所属する委員会で諮られる議案ですので、委員会審議で答弁いりません。

議長 三戸留吉 他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第23号についての質疑を終わります。  
次に、日程第7、議案第24号 八郎潟町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第24号についての質疑を終わります。  
次に、日程第8、議案第25号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 石井清人 4番 石井です。所属する委員会が違いますので、15ページの企画費について確認したいと思いますが、町長が色々な審議会、協議会を立ち上げることは、地方自治法で規定されております。恐らく、過疎地域自立促進市町村策定委員会、作ると思いますが、町長が委嘱して任にあたらせるとと思いますが、委員会を立ち上げて委嘱するというと、私は自治法の審議会、協議会にあたるので、非常勤特別職にあたるのではないかと思います。そうすると非常勤特別職ですから1節の報酬、9節の旅費費用弁償にするのが適当でないかと思いますが、ここでは謝礼ということで、その意図を教えてください。

副町長 智田邦英 石井議員の質問にお答えいたします。石井議員がおっしゃってる自治法上の委員会の扱いでございますけれども、各公共団体行政の中で、委員会的な組織として色々なものを作る場合がございますけれども、特別職の非常勤職員として任命する程度のもので、もしくはそうでないもの、各団体それぞれ使い分けしております。単発のものであったり、公務員としての任務を与える必要のない者については、必ずしも特別職の非常勤という形で行わない場合も、多々ございます。

この度の、こちらについては、単発なものでもあるということで、今のような取り扱いで非常勤職員としての任命はせずに、公務員としての扱いはせず、その都度、いわば相談機関ということでの扱いで、謝礼ということで考えてございます。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい。5番 加藤君

5番 加藤千代美 9ページ、歳入の国庫分なんですが、説明によりますと湖東病院ができたということで、国庫分が増えた、これは単年度だけ認められる国庫分ですか。次年度も湖東病院に対する補助金がありますので、次年度も国庫金みられるのか。これを一つお願いします。

総務課長 渡部博英 加藤議員のご質問にお答えいたします。今回計上されております特別交付税でありますけれども、算式につきましては1床当たり1,263千円で100床、126,300千円、これに5月1日にオープンしましたので、335/365を乗じて算定されております。全体では4町村に115,943千円を特別交付税に措置されますけれども、本町分としては36,430千円が交付されます。なお、次年度以降につきましても、特別交付税は措置されると考えております。

議長 三戸留吉 他にありませんか。はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 3点ばかり、お伺いします。先程の石井議員さんの質問と関連しますが、いわゆる過疎地域の自立促進計画、これは考えようによっては、本町の今後非常に重大な計画になってくるのではないかと思います。そういう意味からすると大事なことになるなと思っています。ただ例えば今までの駅前との関係とかの経緯を見ると、議会との関係をどのようにやっているのか、計画がまとまるまでは、議会にかけるまでは、議会に

何らないものか。そうすると、ある程度出来上がった段階でとなると、この間のような状況が生じかねないので、そこら辺をどのようにこの後、議会の意見を反映させる場面があるのか、ここら辺一つ。

2つ目は、25ページの多面的機能支払の関係です。これは予算歳出みておまして、これは町の負担分なるんだと思いますが、もう一度改めて。

これは7団体へ交付するという事なんですけども、どういう割合でこの額がでてきたのか。それから、これに関連してもう一つは、前に個人的にはご相談申し上げたことありますけれども、いま各団体ともスタートしています。事業費も比較的多いわけで、事業がスタートしてないとダメなわけです。やってるんですけども、お金がありません。これをあちこちから適当にやるということはダメだとか、何かという縛りがあります。そうすると結局、人を出したりやったりしてるんですけど、運営費がない等の悩みがあるので、これは全部そういう状況にあると思います。いっぱい前年度から繰越で何百万と持っているところも恐らくありますので、そういう風なことからすると、そこら辺に対して何らかの、町村によって単独ではできないかもしれないけども、県なりと協議をしながら何かしらの方法がないものかどうか、この点についてできれば、即やるとかやらないとかそういうことではないでしょうけども、そこら辺ひとつご検討、県なりとご相談をお願いします。というのが悩みですのでひとつお願いします。

それから3つ目になりますけども、29ページの、駅前開発の関係の「駅前環状道路」これは厳密に言って、どこからどこまで、どの道路が入ってどの道路が入らないのか、これをちょっと概要教えてください。

議長 三戸留吉 最初に、過疎地域の議会との関係を

総務課長 渡部博英 近藤議員のご質問にお答えいたします。本町が過疎地域に指定され、過疎対策事業債の特別措置を受けるためには、過疎自立促進計画を策定して、先程申し上げましたとおり、議会の議決が必要となります。計画策定にあたりまして、今回予算にあげてますけども、過疎自立促進計画策定委員会なるものを設置いたします。

構成メンバーは、地域住民、それから地域活動の団体等の意見・要望を取り入れた計画を策定したいと考えております。策定委員は9名として、7月から計3回の会議を予定してございます。

今回ご質問にありました、議会の皆さまのご意見を取り入れる、ということでありましたけれども、今の所はそのようなことは考えてございません。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんの、多面的機能支払についてご説明したいと思います。今年度より7団体になるということで、26年度から新たに加わる団体は、夜叉袋地区の団体であります。それで、事業費の1/2が国負担、残る1/2、1/4づつ県と町で負担することとなっております。

それから各事業団体で、年度当初お金について大変困ってるということで、各団体の皆さまより、そのお話は何っております。それで事業費については、国の説明会の中でも、金融機関から借り入れて各会員の皆さまにお支払いするか、それとも国・県・町からの負担金が、各団体に支払われてから精算をする方法をお話ししております。

ただし、町の団体の皆さんからは、そのようなことではなく、どうか利息分について、というお話しをされておりますけれども、それについては、各団体から連絡協議会というものを作って、その場で各団体の話を町の方で聞いて欲しいということがありますので、今現在、各団体で事業計画案を今月中に作成し、県に送付する予定ですので、まだ忙しい段階ですので、このあと町の方で各団体に話しかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 三戸留吉 次に、駅前開発の道路関係について

建設課長 吉田久壽 町道駅前環状線ですが、一日市印刷の所から、喜藤ガソリンスタンドの所までが「駅前環状線」です。土地の有効利用ということで、道路構造例に従って設計を修正することです。

町長 畠山菊夫 3点について申し上げたいと思います。策定委員会は、私ども初めてでございまして、県の指導を仰ぎながらどういう風な団体がいいのか、いま策定中でございます。そして議員の皆さんには、一度中間的なところで、県の段階をみながら進めていきたいと思っております。

それから、農地・水の関係でございますが、いま7団体ありますけれども、これについても、近藤さん前回も言われておりましたけれども、なかなか事業を進めていくために予算が伴わないのがあります。そういうのについては、いま課長が言ったとおり7団体の協議会、これを立ち上げて要望を聞きながら、当初予算にどのような予算を組んだらいいか、そういうこともみなしながら進めて参りたいと思います。

それから道路に関しては、いま課長がすすめたとおり、コの字型の道路でございます。一日市印刷の交差点から喜藤さんの県道まででございますけれども、将来的にはインターチェンジからのアクセス道路も視野に入れながら考えていかなければな、と思っております。

5番 加藤千代美 25ページ、未来にアタック農業夢プラン応援事業費補助金、この財源内訳は、補助金がいくらで一般財源がどうか、ということをお教えください。さっき説明の中で戦略作物という説明をいたしました、町としての戦略作物は、枝豆とほうれんそうと何であったかを教えてもらいたいと思います。

27ページ、16,271千円の音響、備品の音響設備なんです、これはどこに設置するのか、それをお聞きいたします。

もう一つ、29ページ、32,174千円国からの配分が確定したとあったんですが、どこの事業であったか教えてください。

産業課長 加藤貞憲 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。予算書25ページの、未来にアタック農業夢プラン応援事業費補助金、316千円ありますが、県単補助金が253千円、町単補助金が63千円、町での戦略作物としての野菜等でございますが、キャベツ・ネギ・ほうれんそう・アスパラでございます。

それから、27ページの商工費、観光費の備品購入費の施設備品の音響設備等でございますが、駅前の複合施設のホール部分にステージを設け、そしてそこに取り外しできる音響設備を設置する予定であります。

建設課長 吉田久壽 13,430千円の減額ですけども、秋に本要望しておりますが、配分率は73%でした。それに従いまして、天道田梨ノ木線の防雪柵設置工事完了路線についてですけども、延長縮小と、中央線の県道から国道までの間の、昨年度アンダーパスやりましたけれども、その前後について、舗装修繕、これも来年度へ要望するものです。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、3番 金一義君

3番 金一義 8款の土木費の中で、浦大町の敷地購入費と、建物調査委託料とあるんですけども、地番、字名等をお知らせください。それと件数と。

建設課長 吉田久壽 今回、当初予算で置くべきところでしたけれども、過疎債に該当するということで6月で補正しております。場所については、ちょっと資料がなくて字名わからないんですけども、対象者は5名でございます。

3番 金一義 後で教えてもらいたいんですけども、それ皆んな承諾をもらえたから予算をつけたのですか。

建設課長 吉田久壽 予算措置してから用地交渉に入るかたちで、承諾はまだもらってません。

3番 金一義 じゃあ、この金額を置いてあるというのは、一応内示的な感覚をもって、できるんだということで、補てん費とかそういうの置いてあるのか、それとも、丸っきり架空の形でこれくらいの予算だよということなのか。担当の委員会ではないのでお願いします。家屋の場合はいくら、という積算の根拠、そこら辺も合わせてお願いします。

建設課長 吉田久壽 用地測量等については、前段で前年度に面積が確定しております。250平米で用地単価は、平米6千円ということで、1,530千円を追加しました。補償調査については、概略設計委託しまして、主に工作物、塀とかの移転等の補償です。

議長 三戸留吉 金さん、いいですね。はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 資料請求しておきます。先程説明あった戦略作物の補助金の中で、キャベツ・ネギ・

ほうれんそう・アスパラという説明であったんですけど、この町における総体的な面積と、今までの出荷額についての資料を出してください。

産業課長 加藤貞憲 面積と出荷額についてなんですけど、前年の経営所得安定対策に関わる面積と、農協さんから提供いただくことになるんですけども、その出荷額でよろしいでしょうか。

5番 加藤千代美 町で推奨しているんですから、町で何ヘクタール推奨して、実施面積は何%で、出荷額はどのくらいだ、それを知りたい。

議長 三戸留吉 他にございませんか。6番 柳田君

6番 柳田裕平 6番 柳田です。前の一般質問で、駅前の未来づくり事業について質問した時に、施設の備品等につきましては、地元の業者からある程度の購入を考えておるとい、町長の答弁でありましたが、今回の備品購入費27ページ、35ページにも出てきておりますが、こういう中には当然地元からの購入というのも考えられておるとい、よろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 はい、議員言うとおりでございます。

議長 三戸留吉 他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第25号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案第26号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第26号についての質疑を終わります。  
次に、日程第10、議案第27号 八郎潟町農業集落排水事業特別会計の剰余金について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第27号についての質疑を終わります。  
次に、日程第11、議案第28号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第28号についての質疑を終わります。  
次に、日程第12、議案第29号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第29号についての質疑を終わります。  
次に、日程第13、議案第30号 平成26年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第30号についての質疑を終わります。  
次に、日程第14、議案第31号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第31号についての質疑を終わります。  
次に、日程第15、議案第32号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 金一義 先程の説明の中にございましたけれども、水道技術管理者資格取得、これは今まで資格を持っておった方が辞めたのか、それとも資格を持った方がおるんですけども、他に持

たせるためにこういう講習会に参加させるのか。それとこの講習そのものは、約100万円近くかかるようですが、場所はどこでやって、これは国家資格なのか、これに行けば必ず取れるのかどうか。このお金を払えばもらえるのか。何名行くのか。そこら辺一つ。

それと、報告資料の中にございますけれども、上水道の入札なんですけれども、15,876千円、水道機工の工事あります。それと、3,769,200円4月入札ありますけれども、これはそうすると何名の水道業者の方々が参加して、落札価格というのはどこで決めて、こういう風になされたのか、この額が妥当なところなのか、そこら辺、この二つをお願いします。

建設課長 吉田久壽 金議員さんのご質問にお答えいたします。水道技術管理者については、今回退職されました専門員の方が1名おります。もう一人については、10年という基準があるわけですが、この資格は取れるということになってますけれども、資格をしっかりと与えるとすれば、水道協会で実施している水道技術管理者の実務講習を受けて、それから学科講習を受けたあと学科試験に合格して、なおかつ実務講習を受けた者に資格が与えられるということをございます。研修については埼玉県川口市を予定しております。実務講習については、高度処理施設のある福島県郡山市を予定しております。1名でございます。

次に、活性炭交換工事と高度処理の通常管理ということですが、これについては、資料等を収集しまして積算しておりますので、適正な額だと思っております。指名業者については、5社以上を指名しております。

3番 金一義 入札からお聞きしますけれども、これは見積もりですか。

建設課長 吉田久壽 設計積算単価という特殊な工事ですので、各社から見積もりをもらいまして、高い部分と低い部分を除いた中で積算しております。

3番 金一義 要望ですが、この資料あとをお願いします。

それと先程の資格の問題ですが、例えば10年勤務されてから、この資格が取れる年数が10年とおっしゃったようですが、そうするとこの後に続く方を養成する気持ちは？これ町長に聞きます。そこら辺はどうなのでしょう？例えば、いま北嶋君が退職されて、いま資格を持っている方が退職されて、やっぱりいま町の事業というのは、退職されても次の方がおるものではないかと思うわけです。これが結局我々個人の企業みたいな感じで、まず資格取るまでいてくれや、とかそんな感じで公の仕事をされるということは、そこら辺の考え方の違いというのがあるんじゃないかと思えます。水道協会ですとやるというのだから、お金払えば取れるという可能性あるんだけど、そうするとこれは国家資格でなくて、協会の資格で運転ができるということなんでしょうか。そこら辺詳しく教えてもらえますか。

町長 畠山菊夫 課長が説明したとおり、北嶋さんが退職されまして、いま専門員という形で取り組んでおります。今現在、水道課にいる職員一人が資格を取ります。この後というのは、土木関係の採用予定しておりますけれども、資格のある人を採用したらいいのかどうか、いま検討しながら対応しなければと思います。ただ計画的にできなかったのは、私も反省しておりますけれども、そういう資格がなければだめだということも、中身分からなくてなんです、私もこの予算については、1人の予算にしては多いのかなと思います。21日間ほど、宿泊してやるそうなので、宿泊費・食事費などが嵩んでいるのかな、という気がします。この資格とれるように頑張らせますので、よろしく願いいたします。

副町長 智田邦英 ちょっと補足をいたします。この資格ですが、水道法の中で、こういった場合に町長は、水道技術管理者として任命することができるというもので、資格といってますけれども、別立てで資格があつて、それを取って初めてできるという類のものではなくて、例えば水道技術管理者に任命できる要件として、大学の土木を出てきて実務3年やれば、その技術者に任命できるとか、例えば工業高校の土木を出たあと10年やればいいだとか、いくつかの条件があるという意味で資格と言ってるだけで、その中でいま我々の職員で、経験が10年ある人はもう既に水道技術管理者の要件は満たしております。ですので退職された方しかいなかったわけではなくて、いま自体、水道技術管理者の資格を持つ職員は、専門員も含めれば複数おる、というのが実態です。

複数いる彼に対して、もっともっと勉強してもらおうということで今回これの研修に行

ってもら、というのが実態です。ですので何も無い人がいま行くのではなくて、既に要件を満たしている人に、更に追加で知識を与え、経験を与えるということが今回の趣旨であります。

先程申し上げましたけども、今日から開始している募集の中で、土木の大卒の方を募集しております。その方がうちの町に来て3年実務経験をやれば、また1人要件を満たす方が増える、という段取りにはなっております。

3番 金一義 副町長がおっしゃった中身ですが、そうするとうちの町で、その要件を満たすのは何名ですか。そのために、わざわざ100万の金を投資するのは何のためですか。

副町長 智田邦英 必要性については、課長からですが、先程言った高校土木系を出た者1名は、いま現役としておるとというのが実態です。専門員の方も、専門員であっても当然職員でありますので、要件を満たしておる、この2名でございます。

3番 金一義 それでは資格を持った方が1名おるのに、退職された方は何の為におるのですか。

町長 畠山菊夫 関連しますけれども、実を言えば昨年、4人退職しております。職員採用頑張ってやっただんですけども、なかなか1次試験通るまでに至らなかった方、2次試験で通った方が2名よりおりませんでした。結局、職員が足りません。そういうこともありまして、全体の中での職員採用になりますけども、水道課にそういう形で採用しております。資格持ってるからいらないのでどうのこうのという話ではないです。

5番 加藤千代美 これに関連して、副町長にお聞きしますけども、先程の説明ですと、行政職で入っても水道に勤務している期間が10年間と言ったと思いますが、10年間水道関係の仕事をするれば資格を有する、という風に理解していいですか。

副町長 智田邦英 いま手元に詳しい水道法の規定、持ち合わせてないので、後で確認しますけれども、そのように理解しております。

5番 加藤千代美 そうすると、さっき金議員言ったように、何人かわからないけど、水道業務に勤務して精通した場合、敢えて講習を受ける必要性というのは、どこに生じるのですか。

副町長 智田邦英 私も水道、浄水場それぞれの業務について詳細にはわかりませんが、吉田課長の方で、まさにああいう機械も水質も、浄水という非常に大事な施設管理をするにあたって、もっともっと専門的な知識とか実務を勉強してもらいたい、それにはこの研修会が最適だという話がありまして、非常に有用な研修で、まさに先程申しました水道法の中で、この研修を受ければ、という項目があるくらいですので、ここに行けばまず間違いなく技術管理者になれるだけの知識・経験などを3週間の前段の講習と、後段の自治研修、どちらもかなり長期間になりますけれども、そういったものに対して与えられるということですので、かなり有益な研修会だという風に理解しております。

議長 三戸留吉 これは要するに最終的には、郡山の高度浄水も研修に充てるということでしょうか？

建設課長 吉田久壽 はい、そうです。

議長 三戸留吉 更に、高度な技術を、ということですのでご理解ください。これにて午前中の審議を終わって、午後1時半から再開したいと思います。

(午後0時3分)  
(休憩)  
(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。先程、日程第15、議案第32号について審議中ですが、他にありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第32号についての質疑を終わります。次に、日程第16、議案第33号 工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

議長 三戸留吉 はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 工事請負契約についてなんですが、資料をお願いしたいのですが、工事契約の見積もりを立てるにあたっての、金抜きの手当表を出したと思いますけども、その書類もらえますか。

総務課長 渡部博英 業者の方に積算用として渡してあります、金抜き請求書ですね。はい、準備いたします。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第33号についての質疑を終わります。  
次に、日程第17、承認第1号 八郎瀧町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって承認第1号についての質疑を終わります。  
次に、日程第18、承認第2号 八郎瀧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 伊藤敦朗 質疑というか確認なんですが、先程、町長の資料説明の時に、平成26年3月31日に公布されたとおっしゃったと思うのですが、資料は25年なってますので、どちらの方が正しいかお伺いします。

福祉課長 落合智 平成26年3月31日が正しいです。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって承認第2号についての質疑を終わります。  
次に、日程第19、請願・陳情についてを上程します。お手元に配付しております請願・陳情は、陳情1件であります。提出された議案、承認並びに請願・陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり各常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。  
事務局長から、委員会室を報告させます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。

議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきますが、先程村井委員長からも言われましたが、本来は一般質問者を配慮して、委員会を休んでもよいということも、含まれておったんですが、それぞれ明日のこともあり、各委員長とも委員会に入る予定とのことです。この後、全員協議会も予定しておりますので、午後4時まで協議していただき、4時から全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。  
明日は、午前10時より本会議を開きます。  
本日の会議は これをもって散会いたします。

(午後1時36分)

## 平成26年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第2日目 平成26年6月12日(木)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
これより一般質問を行います。最初に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人 おはようございます。4番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。一生懸命質問いたしますので、よろしくお願いたします。  
本日の質問は2項目ですが、質問の前にちょっと述べさせていただきます。  
議会は、町民の想いを当局に届けたり、また町の将来像や課題を、当局と真摯に議論する場所であると思います。従って町民の関心は、いつ議会があって、どんな議論がなされているかであり、しかしながら、インターネットを持たない方、湖畔時報を取っていない方は、議会の開催を全く知っておりません。今後、議会側の情報発信として、一考すべき課題だと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問の一つめは、八郎潟町農業の担い手を育てる方策は、ということであります。

日本全国の人口が減少していく中で、これからの産業生産力をどう維持していくか大きな課題です。最近の新聞報道でも15歳から64歳までの生産年齢人口は、秋田県では57.5パーセントで、全国的に見ても下から4番目となっています。ところが農業に関しては、基幹的農業従事者174万人に対して、70歳以上が占める割合は、47パーセントです。生産年齢を超えた65歳以上の高齢人口が主体になっているような現状です。

私も平成集落営農組合に所属していますが、組合員22人のうち65歳以下の方はわずかに4人のみ。65歳以上70歳の方が3人、70歳以上が7人、80歳以上の方が8人となっていて、比率からすると70歳以上の方が7割近くを占める状況であります。

80歳を超えている方は、80歳、81歳、82歳、84歳、85歳、86歳、87歳とおります。この方々が農業をやめたとき後継者がいるかといえば、子どもさんが自宅におらなかつたり、いても会社勤めで農業ができない状況で、おそらくは耕作を委託することになると見込まれます。

八郎潟干拓がおこなわれた際、中央増反地の配分ということで、八郎潟町農家に約400ヘクタールの農地が配分されました。仮に10アールあたり8万円の所得を挙げたとすれば、3億2千万円が八郎潟町農家の所得になります。しかし農地の移動があって、近年はだいぶ隣村の農家に移譲している現実であります。またJAあきた湖東では、法人を立ち上げました。八郎潟町に所得が入ってこない農業形体になれば、もったいないことだと思います。やはり八郎潟町農家の耕作地は、八郎潟町担い手農家が受け皿にしたいものだと思います。

国では農地中間管理事業の推進に関する法律が成立しました。秋田県では秋田県農業公社がその役割を担います。従来の利用権設定では他町村の担い手に渡ることもありましたので、八郎潟町はこの事業を積極的に活用して、八郎潟町担い手が耕作して収入が入るようにしていくべきだと思います。

八郎潟町人・農地プランがすでにできております。今後農地を委託に出す希望農家の数と面積はどのくらいなのか、そして担い手となり規模を拡大していこうとする農家がどのくらいで、どのくらい集約が可能なのか、人・農地プランを農地中間管理事業にどのようにのせていくのか、構想はできあがっておりますでしょうか。

この事業を通じて農地の集約と担い手への移譲を期待したいのですが、私は課題が二つあると思います。

ひとつは地域内の分散・錯綜した農地を担い手ごとに集約化する過程で、おそらく図面を広げて話し合いをする協議会みたいなものが必要になると思います。それは前から言われていることですが、例えば夜叉袋の農家が一日市の田を耕作したり、羽立の農家が川崎の田を耕作しているというようなことがあって、機械の移動に時間がかかって大変だということがあります。ですから白紙委任といっても、担い手同士でそういう調整も必要だと思います。県の農業公社も、仲介・斡旋を担うということでもありますから、そ

ういう作業も入ってくると思います。

その際、地域集積協力金は機構への貸し付け割合が2割を超えないと交付されません。非常に高いハードルです。分母をどう設定して2割なのか、私が思うには、既耕地800ヘクタール+増反地400ヘクタールが分母だと思いますが、そうすると2割の貸し付け割合とすれば240ヘクタールが分子です。2割に届かなければ協力金は出ません。地域集積協力金を誰がもらってどう使うかということもありますが、ハードルが高いのでなかなか無理だと思います。ですから活動組織ができた場合は、やはり農業振興のために、必要に応じて町が支援してほしいと思います。

もうひとつの課題は受けて側ですが、機構からの情報を元に受け手を応募するのですが、あるいはこれは入札という形になるかも知れませんが、主体は法人や認定農業者になろうと思います。しかし、これから認定農業者を目指す意欲のある農家も担い手と扱わなければならないと思います。でなければ、認定農業者にステップアップしていく道筋がないからであります。誰もいきなり認定農業者になれるわけでありませんので、ステップバイステップでいくので、私は意欲のある、例えば4ヘクタール未満の方も担い手と扱って、育てていくべきだと思います。

そしてその作業は、出し手を希望している農家の農地の面積を地区ごとに集計し、その地区ごとに、担い手あるいは担い手になろうという人の会議を立ち上げ、農地集約計画をたてていったらどうかと思います。今後委託に出てくる農地がどのくらいなのかの見通しがわかれば、機械や施設の更新や拡大計画を立てることができます。あるいは新規就農者や法人立ち上げの可能性もあります。

平成19年の経営安定対策でも、農家は当初動きが遅かったのですけれども収入向上や制度のメリットの説明を地区ごとにおこなった結果多くの認定農業者、集落営農組織が誕生しました。先が見えれば農家も動きます。八郎潟町農業を持続させるためには今が担い手を育てる時期だと思います。八郎潟農業はこれでよくなるんだというビジョンをもって農家指導に向かうことを期待いたします。

次に、2つ目の質問に入らせていただきます。

干拓道路から「五城目八郎潟インター」にたどり着けるか、という質問であります。

国民文化祭が本年秋に開催されます。県内外からたくさんのお客さんが来るものと思います。国民体育大会がスポーツの祭典であれば、国民文化祭は演劇、音楽、芸能など網羅したまさに芸術の祭典と言えると思います。

去年は第28回国民文化祭が山梨県でおこなわれ、「富士の国やまなし国民文化祭」と銘打ち、冬のステージ、春のステージ、夏のステージ、秋のステージ、と約1年に渡って開催されおります。驚くことにこの国民文化祭は、非常に観客数が多いです。去年の山梨県では284万人、一昨年徳島県では120万人。一番多かったのが3年前の京都府で434万人でした。ですから今年の秋田県には相当数の人が来るものと思います。本県の経済効果も相当あります。本町の特産品販売も期待できると思います。

本町では実行委員会が組織されて「願人おどり」が行われます。そして民間団体二つがイベントを起こして、八郎潟町では計3つの行事が開催されます。本町はもとより秋田の良さを満喫していただければありがたいことだと思います。

現在は、移動の手段としてマイカーが主流です。自由に動けるし自分の空間があることがいいです。ですから国民文化祭に訪れる人も、大半はマイカーだろうと思います。

さて、町民がたぶん無理でしょうと言っていることがあります。というのは、大潟村方向から干拓道路を走って、ローソン八郎潟大道店の十字路に差し掛かります。その前にある道路標識には、左方向「琴丘森岳インター」、右方向には「五城目八郎潟インター」となっています。しかしその誘導にしたがって右折しても初めて来る人、カーナビのない人、土地感のない人は一日市商店街を素通りして竜馬橋を渡り大川三叉路に到達して7号線に合流し、結局「昭和男鹿半島インター」まで行ってしまおうということなのです。

私もバイクが好きなので他県などにも遠出することがありますが、道路標識にしたがって進んでも、方角がわからなくなることがあります。その時は非常に腹ただしいのですが、苦情を伝える方法もなく、あと来ないからいいやと自分を納得させて帰って来てしまいます。国民文化祭にきた人にそういう思いをされるのは気の毒です。

県道ですから標識の整備は県の仕事です。機会をとらえて改善を要望してみてもいいでしょうか。

ローソン前を右折してすすんだら、秋田信用金庫八郎潟支店前に左方向「五城目八郎潟インター」の標識があればいいです。そこを道なりに進むと、JRの踏切を通過し一日市十字路に出ますが、そこで左折するので、そこにもあればいいのですが、万一そこ

を過ぎても広域農道に左方向インターの案内があるのでわかると思います。

ローソン八郎潟大道店前の標識の左「琴丘森岳インター」は約10キロ先ですが、標識を整備して「五城目八郎潟インター」に誘導すると早くあがれます。

また、「五城目八郎潟インター」への誘導が難しいのであれば、右方向「昭和男鹿半島インター」と書き直して約10キロ先のインターに誘導した方がむしろ親切かも知れません。

国民文化祭に来た県内外のお客さんが不愉快な思いをしないように、道路管理者の県に伝えてほしいと思います。

以上で質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えいたします。

2010年世界農林業センサスによりますと、本町農業就業者の平均年齢は、66.8歳で、最も多い年齢階層は70歳から74歳の94人となっております。前回の5年前と比較致しますと、平均年齢が4.6歳の増加、就業人口は192名減の448名となっております。また大潟村中央増反地の八郎潟町農業者への当初配分面積より、今年4月末現在では約69ha減の377haとなっております。

本町農業者が、継続的に営農できる状態が望ましいと思いますが、利用権設定等の貸借では無く、売買を選択された離農者等の要望に、近年は対応出来ない状況となっていることも、就業者の高齢化や後継者問題であり、担い手対策と思っております。

農地の委託希望農業者については、人・農地プラン作成時のアンケートでは、29年度を目途として、増反地等一部を委託が32名、農地を全て委託が75名となっており、受託希望農業者は75名でした。人・農地プランの見直しを行い、農地の受け手、出し手の情報を収集・開示し、担い手の営農計画に反映出来るように進めて参ります。

農地中間管理事業の地域集積協力金交付事業に対応する為には、本町全域で1プランとなっております、人・農地プランを、担い手への集積、集約化を進めるためにも、分母である地域の線引きについて、今後関係機関を含めて、地域指定を協議して参ります。地域を守り・活かす為には、担い手育成が重要課題であります。その為の施策を講じて参ります。

次に、干拓道路から「五城目八郎潟インター」への誘導等でありますけれども、大潟村方向から来た、県道道村大川線のローソン八郎潟大道店付近交差点の大型標識盤には秋田自動車道への案内表示はありますが、県道三倉鼻五城目線には案内表示はありません。昨年の八郎潟都市計画マスタープランの公聴会でも話題となり、今年度、遅くとも、10月の国民文化祭までには設置すると聞いております。設置場所については国道交差点付近にある案内表示と連携をとるため、町道中央線と県道三倉鼻五城目線の交差点を計画しています。

4番 石井清人

ありがとうございました。では再質問させていただきます。

以前から八郎潟町は、基幹産業が農業とずっと言われておりました。やはり農家の収入が地域のお店の購買に繋がったり、色んな消費に繋がって、そして八郎潟町一円が潤うというか、暮らしていける、そういうかたちできたのだなと思っております。

今の町長の答弁にありましておおり、農家の高齢化が進んで、人・農地プランでは、一部委託営農が100名近く希望者が出ている、ということでございます。

先日、農業法人の方と道ばたで雑談しましたら、今年10ha増えたということでもあります。驚くべきスピードで委託が増えている、ということでもあります。ということは、一方では委託に回す方々がどんどん出ている、ということでもあります。課題はいかに受け手を育てていくか、受け皿をどうするかということでもあります。受け皿がなければ、結局私が最初言ったとおおり、隣町村の方とか企業とか、法人に繋がって行って町にはお金がおりないということですので、いかに担い手を作っていくか、こういうところだと思います。

担い手を育てると一言でいうのだけれども、なかなかこれはできるものではありません。ですからこの後、具体的に色んな方策が立ち上がっていくと思っておりますけれども、やはりどの程度、委託で出る離農が出てくるかという想定を、もう少し細かくやると、例えば受け手としても、いきなり5町歩10町歩は無理だけれども、まず今年5反歩、来年1町歩、そして機械を更新したり育苗ハウスを建て増したりして、徐々にでも拡大して行って、受け手が担い手できるようになっていくんだらうと思っております。これは徐々にです。いきなりはできません。そういう徐々に担い手を作っていくという構想が、もう少し具体的にあればいいですが、その点あればお願ひしたいと思っております。

それからもう一つ、アイデアというか、インターネットでみた受け売りなんですけど

も、この前のテレビでも五城目町には、農家でない方が農業をやるということで移住してきたようです。いま空き家が200件もあるという。この空き家、空き地こういうものと、離農する耕作地を組み合わせ、あるいは町外から呼び込む、こういう施策にトライするものが出てこないかな、と。非常に難しいことなんですけども、ただ手をこまねいているよりも、何かしらやってみるということはどうなんでしょうか。

それからやはり農業をいきなりやれといっても、今はほとんど勤めて、空き時間に農業をやるという方がおるんですけども、あるいは農業の専門的な学校出た方が、農業をやりたいという新規就農の意欲がある方とかいけば、支援していくという施策メニューを何かしら検討してみてもはどうでしょうか。国の方でも就農支援、県のもありますけども、町でもプラスして支援するという姿勢がでないかな、というようなことがあります。今年は夢プランに嵩上げしてやるということで、意欲的な農政プランわかるんですけども、そういう新規就農だとか、そういうのに取り込むということを検討する構想はないでしょうか。

町長 畠山菊夫

石井議員言われるとおり、担い手の育成というのは本当に難しいわけでありましてけども、将来はやはり集団化、あるいは法人化への誘導が一つ必要だと思ってます。人・農地プランの見直しについては、認定農業者の新規登録があれば、プランの更新が必要となります。そしてプランは各団体の代表者からなる検討会を開催して審議をしていただいて、承認されております。またその際は、地域の線引きについても、これからは県を窺っていかねばと思っております。その線引きについては、協力金の14団体そしてまた協力金の配分方法等の難しい部分もありますけども、しかしながら担い手育成や、経営等を円滑に進めるためにも、県の指導を仰ぎながら進めていかねばと思っております。

いずれ協議会を立ち上げ情報を広く開示して、受託している担い手農家のみなさん同士で調整できることも一番の考え方だと思ってます。そのためには、委託される方の考えも一本化することも必要ではないのかなと思っております。いずれ町独自の考えも、これから取り組んでいかねばと思っております。

4番 石井清人

ありがとうございます。同じ事の繰り返しなんですけども、一つ要望しておきたいのは、担い手という取り扱い、これは定義はないんですけども、いまは4ヘクタールが認定農業者で、これは担い手なんですけども、それ未満の方も担い手として育てていく、そういう捉えでお願いしたいと思っております。今は小さいんですけども、これからは大きく農業やっていく、という意欲のある方もいますから、ちょうど4町歩じゃないと「あなた担い手じゃないよ」こう切ると伸びていけないので、そこの捉えを一つお願いしたいと思っております。

それから五城目八郎瀉インターですが、ローソン前を右折すると、標識ないのでずっと進んでしまうんですけども、やはり私は位置的には、信用金庫さん前が適当かなと、私の考えです。

答弁はいりませんが、私思ってるのの一つ話して終わりたいんですけども、昔、私、兵庫県城崎町に自費で研修に行ったことがあります。そこは「コウノトリの郷」なんですけども、昔コウノトリがいっぱいおったんですけども、農薬を使うようになってからドジョウ・タニシ・カエルがいなくなって、餌となる動物が住まなくなって、コウノトリが絶滅したんです。復活させようということで、地域ぐるみで農薬を使わないで、有機農業をやって、それでコウノトリが復活しています。

お米や野菜も「有機コウノトリの郷」ということで売られているわけです。そこで城崎の町長さんとお話し聞く機会がありまして、町長さんが何回も「サイレントマジョリティ」と言うんです。初めて聞く言葉でよくわからなかったけれども、「物言わぬ民」おとなしい庶民というか、心にはあっても言葉がでてこない、サイレント待ち、みんなそうだよ、と言うんですね。そうすれば想いをどう伝えるか、これは難しいな、これずっと私、心の中に思ってるんです。

やはり今この二つめの質問の道路標識も、走ってる方は意外と気がついてるかも知れません。ずっと高速に上がりたいと思って行ったけれども、曲がったらわからなかった。これをどう代弁して伝えていくか、これが大切だなと思って今回質問いたしました。これで質問終わります。どうもありがとうございました。

町長 畠山菊夫

今の再質問の中で石井議員さんは、五城目街道の方がいいという話でしたが、県の方に中央線の方をと言われております。と言いますのは、少し距離は遠くなりますけれども、町道中央線には国道の交差点の所にインターの標識がきちんとしてます。五城目街

道の方にはインターの標識がありません。そこでそこに誘導できるならと、町もそういう風に思っています。と言いますのは、冬期間の除雪もありますし、踏切もありますので、少し距離は遠くなりますけれども、中央線の方に誘導するのがよいかと思えます。

4番 石井清人 ありがとうございます。これで終わります。

議長 三戸留吉 これにて4番 石井清人君の一般質問を終わります。  
次に、10番 伊藤敦朗君の一般質問を行います。

10番 伊藤敦朗 10番伊藤です。よろしくお願ひいたします。

まず始めに、お詫びを申し上げたいと思います。通告書に「企業家」の部分を「企」と書いておりましたが、「起業家」にお詫びして訂正したいと思います。

それと6月1日の町民運動会においては、当局の皆さまの準備・運営、大変だったと思います。成功裏に終えたことを感謝申し上げたいと思います。ただ残念だったのは、ロードレースでコースを間違えるようなことがありました。そのようなことが今後ないように、反省点としてお願いしたいと思います。

それでは質問に入らせていただきたいと思います。私の場合、質問というよりも要望・提言・提案というような形になりますけれども、2つ程述べさせていただきます。

本日は起業家の育成についてと、当町出身の文化人の顕彰についての2点について、要望・提言したいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

まず始めに、起業家の育成についてですが、少子高齢化が進む中で、どうしたら定住人口を増加させることができるのか、本町のみならず、秋田県全体、日本各地の大きな問題であると思えます。何にもしないで、このままでいると、前に発表されました2040年における人口減少幅を大きくするだけであり、少なくするためにも日々の努力が必要と考えます。今や大手企業の誘致に関することは困難なところではあります。

そこで当町在住者だけでなく、広く全国に向けた起業家を募集することを考えます。幸い現在の世の中においては、ITの発展によりインターネットのホームページであるとか、フェイスブック等のツールを用いながら、広告が可能と考えられます。起業する方に対して支援するシステムも必要になるわけですが、当町には企業誘致条例、促進条例というものがございまして、ただ、この促進条例に関しましては、企業としてこちらに来る場合のことのみと考えられますので、こちらでも準備しながら待つ、ということも必要になってくると思えます。

例えば、町有地の貸与であるとか、先般条例化した空き家に対する措置を、空き家バンクまで一歩進めて考えるところが大事だと思います。そうすることによって起業家が当町に根をおろしていただく事になると、農業の6次化であるとか、買い物弱者に対する救済であるとかにも繋がっていくと思えますので、是非町としてできることを行うことを要望したいと思えます。

次に、当町出身者の文化人の顕彰についてですが、当町出身のスポーツ選手に関しては、小さい町ながらもオリンピック選手、プロ野球選手、実業団バスケットボール選手等が輩出され、オリンピック選手においてはメダリストが3名もおり、全県に知られておるところでございまして。

スポーツ選手に関しては、オリンピック記念会館にスペースをとり、皆さまに観てもらっておるところですが、文化人に関しては、農村環境改善センターホールの一部に、秋田県文化功労賞授賞者として、4名の写真が飾られてある程度のスペースしかとられておりません。

近代から現在の当町の文化人をみますと、文化功労賞の石田玲水氏、画家の舘岡栗山氏、民謡の畠山浩蔵氏、女性の方が1人いらしたようですが、名前を失念してしまいました。更に電気事業を興して、本県初の電灯を灯した近江谷栄次氏、氏は土崎の豪商、近江谷家に養子となって名前が変わっていますが、一日市の畠山家の七男として生まれています。また神経病理学の分野で現在信州大学医学部教授の小柳清光氏、氏は2002年に東京神経科総合研究所に在籍したおりに、米国神経病理学会論文賞、いわゆる人によっては医学界のノーベル賞と言われるような、ワイル賞授賞しております。

このように秋田県の先客となるような人物がいる八郎潟町でありますので、「人・環境・文化のきらめくまち」八郎潟の、基本理念としておられるところで、是非多数の人が集う場所に顕彰して欲しいものと考えます。

そこで提案なんですけど、県との整合性も検討しなければならないと思えますけども、この度設置されます、駅前「情報交流拠点多目的施設」の一角などにどうでしょうか。また、昨日の本会議の中でもでてきましたが、歴史資料館ということもあるかな、とも

考えてございます。町民の皆さんに、また特に子どもたちには、誇りある八郎潟町を実感してもらえる良い機会になると思います。検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長 島山菊夫

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

始めに起業家育成についての質問ですが、近隣町村の大型店舗や、交通体系の整備により秋田市の大規模店舗への購買層の流出は、以前より課題となっております。いかにして個性豊かで魅力ある商店街にしていくか、独自商品の開発等、検討が必要と考えております。経営者の育成も重要課題と捉えております。商工会と連携し、人材育成や情報提供等、多面的支援も必要かと思っております。

起業家への支援の具体的な施策については、中小企業融資制度や国の創業促進補助金等がありますが、本町活性化の為にも、起業・創業を行う方や、空き屋対策に適応した施策を検討して参ります。

町有地の貸与については、具体的な計画があれば検討したいと思っております。

次に、当町出身の文化人の顕彰についてのご質問ですが、ご質問にありましたとおり、農村環境改善センターに、秋田県文化功労賞授賞者である本町出身の島山浩蔵氏、石田玲水氏、館岡栗山氏の3氏について、写真付きで経歴等を紹介しております。3氏が文化功労賞を授賞したのは昭和30・40年代であり、その後、本町出身者の授賞者ではありません。

情報交流施設の中に十分なスペースを確保して顕彰してほしいとのことでありますがより多くの人々の目に触れるという点を考えますと、十分なスペースとまではいかないまでも、その確保について今後検討して参りたいと思っております。

10番 伊藤敦朗

どうもありがとうございました。いまの起業家の方に対してですけれども、やはり当町から出て行った方もたくさんいらっしゃるわけですから、UターンであるとかIターンであるとか、そういった情報を流しながら帰ってきてもらうとか、あとは実際のところ、当町だけではないんですけれども、秋田県から県外に出て自分で起業したいということで勉強されている方もいらっしゃいます。そして起業するには、秋田県に帰ってきて起業したいという方、私も実際会った方がいらっしゃいまして、その方はワイン造りをやってる方でもございましたけれども、何とか秋田でできることがないのかな、ということもありましたので、やはり町からの情報発信が非常に大切なことだと思いますので、その辺を十分にやっていただきたいと思ひます。

もう一つ、いま言われた文化人顕彰に関しては、町長のご答弁で前向きな姿勢と捉えられると思ひますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。再質問はないので、これで終わりたいと思ひます。

議長 三戸留吉

これにて10番 伊藤敦朗君の一般質問を終わります。

次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子

日本共産党の北嶋賢子です。議席番号8番です。今回は、3項目の通告をしました。質問の前にいつものように原発の話をしたと思ひます。

地震から昨日で3年3ヶ月でございました。富岡町出身の夫の実家、原発の罹災家族の報告をしたと思ひます。

帰還困難区域となった富岡町が故郷の夫の家族は、いわき市の小名浜に家建てました。常磐道の湯本インターに下りてから道に迷って交番に寄りました。住所を話したところ、新しい番地なので交番でもまだ住宅地図ができていませんでした。山を削って新しい住宅が400世帯できていました。400世帯の町内会ができています。

帰還困難区域だから、あとそこには帰らないということで、家を建てたんですけども、住民票を異動するのに郡山にある仮の役場に行きましたところ、「富岡町から出て行かないでください」と願われたそうです。実際に住んでる人が今は富岡町にはいません。1万5千人の人口がいました。警察署もあり、色んな出先機関もありました。そういう町で、いま、人っ子1人いません。

町を出て行かないでというの、もっともだと思ひます。結局、説得されて、小名浜に建てた家は、別荘扱いになったそうです。という報告をもらいました。秋田にいる私たちにとっては、とても考えられないようなことが、実際に起きています。

これは最新の情報でございました。

それでは、3項目の通告をしてございます。商店版リフォーム制度について

売上げが減り、資金繰りに行き詰まる中小業者がいます。閉じているシャッターを開けさせて、商店街を魅力的にするには、まちなか商店リニューアル助成事業で、商店街

店舗のリニューアルを。ということで質問をさせていただきます。

福島県の喜多方市の蔵の街並みを観ようと、駅前に駐車中のタクシーに声をかけました。いきなり怒られて、「秋田県の八郎潟町から来てるのよ、わからないから聞いているのに、どうしてそんな言い方するの、もう少しやさしくできないか」タクシーの運転手と口論になりました。そしたらその運転手は、「この言葉は、こんな言葉だから」と弁明をしておりましたけれども、私はどうしてもその街並みを観たかったのです。

私たちの商店街は、両側に歩道を従えて南北に堂々としています。これは一日市の大火の後に、先人たちが作り上げた大きな成果だと、畠山大先輩から聞いていました。この通りが、シャッター通り化しようとしています。駅前の賑わいから街並みにも人が来てもらえるように、各々の商店主が、店先をリニューアルして、特徴のある魅力ある商店街を作るために、行政の手助けができないかどうか、以前に住宅リフォームの問題を、何度も取り上げましたけれども、それに関連なるかもしれないけれども、今回また取り上げてみました。駅前開発と合わせて交流人口を、街中に留めるために、特徴のある商店街の活性化を、ということで質問をさせていただきました。

2番です。教育委員会制度改革法案について

教育委員会制度の出発点1948年(昭和23年)は、私の生まれた年です。1956年に一度変えられた部分もありますが、出発点の独立性はなくなり、教育委員会は首長と対等な行政組織です。

二度と戦争を起こしてはならない反省から生まれ、平和教育に守られた66年でした。首長が国の方針を基に、教育委員会を従属させる仕組みは、教育への国家的支配を一層強めるもの。

教育委員会は、何よりも子どもの権利のための公的機関であり、政治的介入から教育の自由と自主性を守り、当町は会議の公開もしております。今のままで良いと思いたすが。

これは教育長さんへの質問となっております。

次に3番、子どもたちに思いやりと感謝の心を育む方策は

集落の中を駆け抜ける子どもたち。アップダウンのある高岡は、スポーツには最適な地域です。かつて父親が「犬でも道で会えばワンと言う」と言いました。この一言で、現状が分かると思いたす。

頭が良く、才知が優れていても、集落の人々に「がんばれよ」と声をかけてもらえるような子どもたちになってほしい、コーチにはそのためのアドバイスを。普段から思っていたことです。ここまで通告書に入れました。今の子どもたちは、とあきらめかけていたところでした。

質問に至ったきっかけは、浦大町は、テントやグランドゴルフなどの用具類を高岡コミュニティの体育館に格納しています。今回の運動会が終わり、テントをしまいにいったところ、何をしにきたような顔をされ、その邪魔なこと、何様のつもりだ、あれ方の占用体育館ではないはずだ、堪忍袋の緒が切れてました。

私たち高岡小学校に学び、育んだ者にとっては、体育館は貴重な宝物です。お互いの声かけが必要と思いたして、質問をさせていただきました。

以上3点でございます。ご答弁よろしくお願いたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問にお答えいたします。

人口の減少と共に、商店街の空き店舗が多くなり、人通りも少なくなったことは事実でございます。後継者問題や就業形態による、購買層の動向の変化もあると思いたす。特徴のある町並みにし、駅前の複合施設との相乗効果を持った商店街にできたら、と思いたしております。

商店版リフォーム制度についてであります。起業や創業を行う方への支援策や、空き屋対策に適応した施策と共に、これから検討していきたくと思いたす。

教育長 江島廣

はじめに、教育委員会制度改革案について北嶋議員のご質問にお答えします。

北嶋議員のお考えのとおり、本町に関して言えば、制度改革しなくとも日常の教育委員会の運用は、各委員のご努力によってよく機能していると考えているところでした。

そもそもこの改革の発端は、大津市のいじめ自殺問題から始まっております。貴い命が失われたにもかかわらず、その時の教育委員会の対応の在り方がどう機能していたのかが問われ、現在の教育委員会での運用の仕組みを変えないと、また同じようなことが起きてしまうのではという憂慮から、国では地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要を示し、国会に提出しております。11月ころまでには、成立にこぎつきたい動きのようです。

具体的にどういう内容かという、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためのものです。

「教育行政の責任の明確化」では、

○教育委員長と教育長を一本化し、新たな責任者（新教育長）を置く。

○教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行う。

○教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

○教育長の任期は3年とする。

○教育委員から教育長に対し教育委員会の招集を求めることができる。また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。

「総合教育会議の設置と大綱の策定」では、

○首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。

○首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱（4～5年くらいの教育振興計画）を策定する。

○会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。

「国の地方公共団体への関与の見直し」では、

○いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため第50条を見直す。

その他

※現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

従いまして、本町では、教育長と教育委員長が、今までどおり、私の任期が終了までいる、という風なかたちになります。他に一身上の都合等で、私が教育長を辞任した時には、そこで新しい教育長を首長が任命する、という新しい制度に入っていくという風なことになります。

※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

※施行期日が平成27年4月1日からとなっており、総合教育会議開催の準備に今後入っていきたいと考えております。

次に子どもたちに思いやりと感謝の心を育む方策についてお答えします。

本町では、学校教育の目標の一つに「豊かな人間性を培う」とあります。子どもたちには思いやりや感謝の心ということで、学校では道徳教育等の他に、ふるさと教育や伝統文化の継承の実践で、地域人材を活用した地域との連携を重点施策として盛り込んでおります。学習の始まりや終わりには、指導してくださる地域の方々へ感謝の気持ちを伝える全校集会などを開催して、あいさつや感謝の気持ちを培うよう努めております。

また、スポーツ少年団の指導者と親の会の代表を招集しての総会では、本部長である私から、保護者や指導者へのお願いということで「体罰の禁止は勿論のこと、子どもたちへの指導にあたっては、技術指導のほか、心の指導、協調性や感謝の気持ちなども教え諭していただくように、あいさつや礼儀なども含んだ指導と配慮もあわせてお願いできれば」と話ししております。中学校でも、外部コーチを招集して、校長から同じようなことをお話ししております。

子どもたちには、そういう気持ちを十分培えるような方策を、いろいろな学習指導の面におきましても、この後やっていきたいと考えております。

8番 北嶋賢子

ありがとうございました。1番なんですけども、今回の大潟村の桜は、ものすごく綺麗でした。増反地に行くのに、とても車の渋滞で、鹿渡の橋を渡って増反地に行きました。これだけやっぱり人が来てるんです。この人たちを町の中に呼び込むのに、どうしたらいいのか。人のフンドシで相撲とるといいますけれども、八郎潟町に土俵なるところを作って、八郎潟町に寄って、お金を落としていく方策がこれからも必要だと思います。せっかく来る人を、そのまま帰さないで、「あそこに行けば何かある」そういった方策もこれから必要だと思います。

2つ目の、教育委員会のことなんですけども、国がそういう方針を出したら、これは教育委員会として受けて立つことになるんでしょうか。

あと3つ目なんですけども、子どもたちは高岡フラワーベジタブルにも、すごく感謝の手紙がきます。子どもたちの温かい気持ちが伝わってきます。でも子どもたちは、そ

の時々で人を見るんです。浦大町だけではなくて、朝の登校時に「おはよう」と声をかけても、ぽかんとしてみてるんです。その時の格好は、割烹着で百姓の格好でした。前の教育長さんに話をしましたら、「私にはちゃんと挨拶をするよ」と言われました。じゃあ人観るのかな、とってがっかりしました。

だからそういうことがないように、そして前に合川町に行ったときに、子どもたちが全員挨拶するんです。1人残らず、「こんにちは」と挨拶するんです。一日楽しく過ごしたことがあります。ですから、そういった教育も必要だと思います。「おはよう」と声かけられたら「おはよう」と誰にでも挨拶できるような子どもたちになってほしいと思います。

あと、答弁の方は1点だけ、国が教育委員会制度として決めた場合、その制度に従えるのかどうか、ご答弁お願いします。

教育長 江島廣 国が法律として決めた場合には、どこの教育委員会も自治体も、それに向かって進むことになるだろうと思います。

実は、ここ2年間、私、全国町村教育長会の常任理事で、色んな会に参加しておりました。町村教育長会の中では、国の方に教育改革制度がおかしいということで、たくさん意見・陳情等の活動をしてまいりましたけれども、国会議員さんのお考えの基に。

それでも決まるものは、最初に出たものからみると、相当変わりまして、今の現状でできるだけ合わせたかたちという風に進んでいるようであります。

8番 北嶋賢子 ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

議長 三戸留吉 これにて8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
次に、7番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。

7番 伊藤秋雄 おはようございます。私の質問は2問通告しております。またNo.1の質問の中に、AとBがあります。その中に質問が3つずつ入っておりますので、質問の中でいろいろと重複するところもあると思いますが、ご理解の上、答弁をお願いします。

私の質問は、前回同様1問1答ということで、詳しく当局に出しております。ただ、町長の答弁がどう出てくるのか、いつも迷っておりますが、よろしくをお願いします。

それでは第1問、利便性の良い道路・早期実現について

A、町民の長年の願いであった湖東総合病院について、リニューアルオープンし、湖東厚生病院という新しい病院名で5月1日から開院し1ヶ月以上が過ぎました。患者数も以前より多く、入院患者も増えているように見受けられます。また、日中では救急車が立ち寄ることもしばしばあります。これを機会に利便性のある道路があれば、男鹿市や大潟村からも通院する人が増えるのではないかと、それに秋田自動車道のインターチェンジもあり、県内外から観光客も増えるのではないかと思います。

秋田県未来づくり協働プログラム八郎潟プロジェクト事業、総事業費約9億4千万円で、27年の5月に最も交通機関が集中している立地条件の良い駅前周辺に、町民が一同に楽しめる場所、多目的施設情報交流施設拠点がオープンの予定です。

また、私の総務産業常任委員会の総括質疑においても、25年9月定例会、また25年12月定例会でも、委員からアクセス道路、県道秋田八郎潟線の延長及びJRの平面交差を実現すれば、駅前開発に相乗効果が現れると思う。現地を充分調査し、JRと交渉して欲しい。また、未来づくり協働プログラムの実現後、県道八郎潟線、駅、JRとの平面交差踏切の早期実現など強く要望する、と意見がありました。

そこで質問①、湖東厚生病院の開院と、駅前開発情報交流施設拠点（仮称）と秋田自動車道のインターチェンジもあり、イベントがあるたびに観光客が今より多く立ち寄ることがあると思う。当局は、利便性の高い道路としてどのように考えているのか、具体的な計画はあるのか、答弁をよろしくをお願いします。

町長 島山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えします。

高速アクセス道路の延伸は沿線住民の生活、観光、産業振興等重要な路線であり、湖東厚生病院の開院、情報交流拠点多目的施設の完成により駅周辺の交流人口を増やし賑わいを創出する意味でも重要な路線であると考えております。

7番 伊藤秋雄 私の調べでは、町の基本構想も27年度で終わりますが、この中に、秋田自動車八郎潟インターチェンジのアクセス道路を、国道7号から大潟村、男鹿市へ、ということで延伸を地域住民の協力を得ながら関係機関と調整をとり、整備促進していきたいと書い

てあります。この中で、地域住民の協力を得ながら関係機関と調整をとっていくという、この道路のことについて、どのように働きかけているのかをお願いします。

町長 畠山菊夫 この路線は長年、立体交差で計画され、現実的な平面交差で展開するのは近年であります。道路の計画路線は駅構内となり、デリケートな面があるため、関係機関への働きかけは慎重に行いたいと考えております。

これまで県道秋田八郎潟線、道村大川線、改良整備促進期成同盟会でも、強く要望してきた経緯がございます。現在も、金田代議員あるいは石井議員には、町の構想として文書では提出してございます。平山県議からも協働プログラム事業の説明の時に、実現出来るようにお互い協力しあいましょうということで、いま協力を得ております。一番課題となるのは、JRからのご理解ご協力、あるいは国交省からのことだと思っておりますけれども、そういうことで今後いろいろなタイミングもございます。いろいろな意味で折衝していけたらと思っておりますので、これから議員のみなさんからののお力も得ながら進めてまいりたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 まったく私もその通りだと思っております。ただ残念なことは、町長の発言の中にもありましたが、何年となく秋田振興局建設部また建設部道路課などにも、毎年一年に1回要望を出しております。10年から先なると思っております。にも関わらず、なぜ通してくれないのかな。前は上を通すか下を通すかの問題でしたが、今回は平面交差の踏切という問題も出てきておりますので、その辺からどうして進まないのかなという感じがしておりますので、県との本当の打ち合わせというか、そういうものは、具体的に腹を割っての話し合いはしておるのか、こう感じておりますので、このあたりどうですか。

町長 畠山菊夫 具体的には、部長が変わった時には、その旨伝えておりますけれども、具体的にこれからどうするという点には、そこまですたっていないのが現状であります。

7番 伊藤秋雄 先程も町長からでておりましたが、3月9日に地元県議の後援会がありました。その中で、私は出ておりませんでした。八郎潟町国道7号線から大潟村への道路の延伸を、早期に考えましょう、という言葉があったそうです。本当に嬉しい言葉だなと、私も思っております。私たちの町では、国会議員の石井さんもおられます。いろいろな方がおりますので、これも早期に打ち合わせしながら実現してもらえればありがたい、と感じております。その辺をもう少し具体的に。

町長 畠山菊夫 先程答弁したとおりですけれども、JRにお願いしに行くにしても、例えば、いま駅前開発しております。複合施設を建てて、そして駅を利用する皆さんの駐車場も整備してまいります。そういう計画も示しながら、これからも対応していきたいな、タイミングも難しいところがありますので、どうかご理解していただきたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 いまいろいろな面で、確かに難航しているな、という感じはしておりますが、仮にいま私たちの町には、過疎債が適用になっております。そういった面で、7号線から駅まででも、仮に道路をつくるんだ、それからまたJRと交渉して、というような考えはないものでしょうか。

町長 畠山菊夫 一体的に考えておりますので、やはりJRの理解が必要だろうと考えております。

7番 伊藤秋雄 私は、とにかくまず作って、1番さんも4番、8番からもいろいろ話がでてました。やはり観光客など引き込むには、道路が一番だと思います。また今年の5月5日には大変な人が来ておりました。しかし駐車場がない、ということでした。町のホームページにもだしているようですが、どんどん町を活性化するような気持ちがなければ、このあとの少子化問題にも出てきますが、大変になるのではないかと感じておりますので、頑張ってもらいたいと思っております。私たち議員もいろいろな面で町民と一体となりながら、実現を目指していきたいなと感じております。また、国でも県でも陳情に行くのであれば同行してお願いしていきたいと感じております。

それから次に、2問目に入ります。

現在当局は、国や県などの関係機関とどんな働き、話し合いをしているか。ということで何回くらいなさっていますか。

町長 畠山菊夫 先程もお話ししたように、期成同盟会の中で行っております。

7番 伊藤秋雄 やはり一番大事なのは、秋田振興局建設部、それから道路課だと思います。副町長も県からきておりますので、強気に働きかけていち早くこの町を良くしてもらいたいと思いますので、副町長の答弁お願いできませんか。

副町長 智田邦英 地元の想いを、かなり強いかたちで伝えるということは、もちろんありうる話ですが、聞いてるところでは、必要性だとか、要望という話とは別に、県全体の中での道路の位置付けだとか、特に最近では、町以上に県の方は、道路関係、土木関係、建設関係の予算が、ものすごく減っているということを、何度も行って聞いてきております。その中で、実は「八郎潟には中央線があるじゃないか」という話をされたこともあります。このあたりの絡みも検討して、いろいろあつての話かと思っておりますので、いま我々としては頑張っていて要望していく、ということかとは思っています。

7番 伊藤秋雄 町では、先程町長は期成同盟会などに要望していくということですが、町独自でプロジェクトを作りながら立ち上げるという気持ちはないでしょうか。

町長 畠山菊夫 それはあります。議員の皆さまからご協力いただきながら、お願いする機会もあるかと思えます。

7番 伊藤秋雄 それから③のことですが、先程もちよつと言いましたが、5月5日の祭典には、今まで以上に多くの観光客が来ました。人がたくさん願人踊りを観ておりましたが、駐車場がなく困ってました。羽立に駐めたり空き地に駐めたりしております。これから町のプロジェクトも完成してくると思いますが、そういった時にやはり問題は駐車場だと思います。観光客を呼ぶにも。それで東側の開発を考えておるのか。そこあたり答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 議員おっしゃったとおり、今年5月5日の願人踊りには、県内各地から今まで以上に多くの皆さんからおいでいただきました。来年5月駅前オープンする情報交流施設拠点多目的施設には、施設の駐車場として120台、それから駅利用者の駐車場として35台分を確保しております。ご指摘の駅東側の開発については、施設の利用状況あるいは、県道秋田八郎潟線の延伸等を含めて、これから検討してまいりたいと思います。

7番 伊藤秋雄 前向きな姿勢ありがとうございます。今までは八郎潟駅に、五城目からと大潟村からの通勤、通学に使われております。今は井川のさくら駅に行っております。そういった方々をもう一度八郎潟町に呼び寄せるためには、やはり東側の道路が必要だと思います。幸いにして八郎潟町は、急行も特急も停まるし、井川より条件は良いと思います。そういった人を呼び込むためには、活気のある町づくりをするためには、やはり7号線から駅前までいち早く道路を作るんだ、そして東側には駐車場を作るんだ、という気持ちを持ってくれたら、すばらしい駅前開発ができるのではないかと、これから八郎潟町の中心は駅前が中心になると思います。先を見ていかなければ、町は絶対良くならないと思いますので、そこら辺もう少し頑張っていたければ有り難いと、まず全面的に東側の開発を望みますのでよろしくお願いたします。

町長 畠山菊夫 駅は大事だと思って、今回の事業に取り掛かったところでございます。それで東側の駐車場、いまだいぶ空いております。それで五城目の皆さんも井川の方が近ければ井川の方に行くと思いますし、利用されている皆さんも、台数は間に合っております。それで将来は延伸に向かって行くわけでありましてけれども、例えば5月5日の祭典とかだけの駐車場であれば、ちよつと無理があるかと思っておりますので、その点のご理解いただきたいと思います。

7番 伊藤秋雄 まずいち早く実行できるようにお願いします。  
次に、1番のBについて、ご質問いたします。  
今年4月6日に消防団の春の駆付訓練が上小池の団長宅を火点にして行われました。私たち来賓は福祉バスで見学に行きました。道路が狭くてバスが通ることができないので、迂回して現場に行きました。  
私は2003年の9月定例会において、「小池町内（下小池）にバイパス道路を」と質問しております。今でも小池町内の方々から、「早く道路を拡張してほしい。拡張ができない場合は、車の待機場を設けて欲しい」と要望されております。

10年前の当局の答弁では、「車両の大型化、交通社会と道路網形態も変わってきて

いることから、当地区の道路整備を今後再検討して参る」という答えをいただいております。

また、第5次基本構想見直しでも、交通量が多いのに交差できない狭隘道路の拡幅や、浦大町、小池地区などの、生活密着道路の大型車の交差ができない路線については、部分的に2車線、1.5車線に組みこむとあります。いずれにしろ10年以上経過しておりますが、一向に進んでおらないように感じます。基本構想には載っておりますが、全くやっております。

このことについて、いま当局のお考えをお尋ねいたします。

町長 畠山菊夫 現在、浦大町下町線の道路拡幅を実施しておりますが、2、3年を目処に休止する計画です。町道小池線については、地元住民と道路拡幅、側溝改良等について、よく話し合いながら着手する考えです。

7番 伊藤秋雄 いまの答弁では、浦大町もあと2、3年で終わるといことです。そうすればその後小池にもかかってくれるのかな、と期待しておりますが、その点確信できますか。

町長 畠山菊夫 いま答弁したとおりです。

7番 伊藤秋雄 それから、今度拡幅するときは、小池地区には重要な文化財があります。例えば、暦応3年1340年、南北朝時代に死者の霊を供養するために建てられた板碑が多く残っています。また、天正15年1587年、檜山の安藤実季と湊城主との同族争いに巻き込まれた三浦氏一族の悲劇の物語を奉っている御前柳神社もあり、町内外から来る方々に本町の貴重な文化財をPRし、見学してもらうためにも、駐車場の整備は必要と思いますが、その辺のお考えはどうですか。

町長 畠山菊夫 文化財の保護、継承に努めながら、貴重な文化遺産を後世に引き継いでいくのは、町としての責務であると思います。まずは、文化財を保護して行くための施策を講じながら、合わせてPRに努めてまいります。

ご質問の小池地区にある文化財見学のための駐車場の整備については、現時点では小池児童館前の駐車場などで対応できることから、考えておりません。

7番 伊藤秋雄 私にこういう話がありました。八郎潟町に来て小池に行ったら道路が狭くて車を駐められなかった、児童館があるといっても、もう少し近くに、板碑の所に工藤さんの空き家があります。そういったところを駐車場に設けたり、道路を拡幅したりしてもらえれば、すごく便利なのにな。そしてまた、御前柳のところも、これから集落排水が廃止になるといいます。そういった土地を利用して駐車するスペースがあればいいのに、という感じがしますが、その辺は。全く考えていないということですが、どうですか。

町長 畠山菊夫 児童館前の駐車場で対応できると思いますので、ご理解願います。

7番 伊藤秋雄 児童館は何台くらい入りますか。

議長 三戸留吉 地元ですので、町民課長お願いします。

町民課長 一ノ関一人 児童館前ですけれども、普通車でいきますと、恐らく7、8台くらいと思われま。大型車バス1台くらいは入れるかと思ひます。

7番 伊藤秋雄 私もよく児童館利用しますが、三角で狭いです。8台は停まらないと思ひます。そういうところ、もう少し細かく調べながら対応してもらえれば、このあと小池地区を整備していく時には、細かにプロジェクトをつくりながらやってもらえればありがたいと思ひます。

それから③には、小池地区の側溝のことも書いておりますが、側溝の改良工事は、やるということでしたので、これも町民の安全・安心のため、暮らしを良くするためにも必要ではないかと、あそこの町内はあまり人が行かないから、ということではなく、小池を通ると危険を感じる場所が多々ありますので、カーブもありますし、そういうところを改良してもらいたい、これは建設課長にも強く要望しておきますので、町当局の打ち合わせの時は、ここの将来の構想を立ててもらいたい。マスタープランや基本構想に載せるだけでなく、実行するのは町であると思ひます。実行して初めて町民も安心して

暮らせると思います。人口も減らないと思います。そういう意味において、要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、第2問に入ります。本町の人口減少と抜本的な対策について質問いたします。

近年、毎日のようにクローズアップされている、国、県の人口減少率、高齢化率が最も高い本県。県では5月7日に、幹部職員で構成された、人口問題対策プロジェクトチームを設置しました。どのくらいの人口減少までなら、県の行政の維持が可能か、という中期的な施策が検討されました。

私も本町の少子化、増子化対策、人口問題等、経済について質問した事がたくさんあります。これといった対策がほとんどなかったように感じます。今日まで人口を維持する試みを続けてきたが、いずれにも決め手を欠いているのが実情だと思います。

しかし、本町の人口減少を止めるためには、具体的な長期的目標が必要であると、私は思います。対策のないまま2040年を迎えた場合、本町全体の所得減少、消費の減少を招き、税収減で破綻しかねないと思います。また20年後には、自治体の半分は消滅する可能性がある、と、衝撃的な記事を目にすることが多くなりました。

そこで①、本町では、人口維持のための対策を、どう考えておられるのか、答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計の秋田県の市町村別の人口増減をみると、2010年を100とした場合、2040年には約半数の13市町村で人口減少率が40%を超え、特に小坂町・上小阿仁村・藤里町・五城目町の4町村では50%を超えるものと推計されています。

本町の総人口は、2010年で6,623人、2040年には4,069人と推計されており、人口減少率は、38.6%となっております。この人口減少と少子高齢化社会は、本町を含め県内各市町村においても深刻な課題であります。総人口、生産年齢人口が減少することによって、生じる影響については、税収の減収、行政コストの増大による住民サービスの維持確保、高齢化の進行による社会保障費の増大、高齢化世帯、特にひとり暮らし世帯への支援対策など、様々な課題をかかえることとなります。

これらを踏まえ、秋田県では、県幹部でつくる「人口問題対策連絡会議」と中堅・若手職員で構成する「人口問題対策プロジェクトチーム」を設置するなど、その対策に取り組むこととしております。本町としてもこれらと連携しながら、町独自の施策を推進したいと考えております。

現在、本町における人口減少対策のひとつである子育て支援策については、学校給食無料化のほかにも子育ての不安や負担感を解消する場として、子育て支援センターの設置、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に対しての学童保育事業などのほか、児童手当等の支給や各種予防接種・医療費・健診料の免除、保育料への助成などの支援を実施しております。

人口減少に歯止めをかけるには、少子化対策のほか、健康・長寿命化の支援などの高齢化対策、安定した雇用の確保と起業・就業を促進する雇用対策、住み続ける定住環境の確保などの移住・定住対策が必要だと考えております。

人口減少問題については、県全体の大きな課題だと思いますので、本町だけでなく、広域的な取り組みが必要だと考えております。

7番 伊藤秋雄

答弁ありがとうございます。人口減少に歯止めをかけるには、大変難しい問題だと思います。いま我が町でも、子育て支援ということで、給食の無料化も進んでやっております。それから晩婚化を無くするためにはどうしたらよいかということで、婚活もやっているといます。そういった意味においても、ここで若い人を定着させることが、一番大事ではないかと、私はそう思います。働く場所だと思います。それがなければ高校出て、大学出て、そのあとみんな都会へ出て行っています。ここに何も魅力がないから行ってると思います。そういうものをどうすればいいのか。

例えば私は、ここで働く場所、それは何か、先程他の人の質問にもありましたが、この町の基幹産業は農業です。私たちもそう考えております。農業プラス何をすればいいのか。やはりこれからは加工品、お菓子を作ったり、いろいろするのも必要でないかな。例えば、去年カントリーのところに、枝豆出荷場を作りました。そこに1億円以上の金を投入しております。でも何日働いているんですか。恐らく2ヶ月くらいしか働いていないと思います。そういったものを、もう少し行政側も手助けしながら、例え枝豆でも等級1級、2級と販売しているようですが、クズの豆を利用しながらお菓子を作るなり、そういう政策をアドバイスしていくのも、援助していくのも行政だと思います。

知事は、農業が停滞しているために人口が減った、ということをおっしゃっています。

も大潟村はむしろ増えてます。この間の新聞の中の、少子化対策の中にも出ておりましたが、大学を出て、秋田にある銀行に勤めて、大潟村で結婚した。やはり魅力があれば若い世代が定着する、それが無いために本町からは人がどんどん出て行くと思います。そういういろいろな知恵を出し合っていくのも必要ではないかと思いますが、その点どう考えているのか答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 若い人たちが魅力ないから出て行くわけではなくて、やはり働く場所がない、そういうものだと思っております。伊藤議員さん言われるとおり、町も深くこれから真剣に考えていかなければと思っております。6次産業も含めながら、我々自治体としてどういう事が指導できるのか、ということをしていろいろ考えていきたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 この前の新聞の中で、知事がいろいろなことを言っております。やはり働く場所が確保されなければだめだ、ということをやっております。国にも優遇措置をとるように強く要望しておりますので、この点、私たちの町を守るためにも必要ではないか、こう考えております。一番大事なものは、町長も言うとおりに働く場所だと思っております。そのためには、前から言っております、近隣町村、五城目、井川、大潟などとコミュニケーションをとりながら、会議をもちながら、この地域に誘致工場などの働く場所を持ってこようという活動はしておるのか、お願いします。

町長 畠山菊夫 県の工業団地は、潟上にあるわけですが、我々も自治体単独で、いろいろ頑張っておりますけれども、なかなか来ていただけないのが現状でございます。3町合わせてどうのこうのという話し合いもしておりますけれども、なかなか一緒になって取り組むというのは、ちょっと無理があると思っております。せめて県内の工業団地、秋田や能代、潟上でも、誘致企業来てくれれば、本町からは通勤圏でございますので、本当に願っております。

7番 伊藤秋雄 町長の頑張るという気持ち感じておりますので、やはり働く場所、また当町は条件が良いと思っております。高速道路もありますし、誘致企業の条例などもみておりました。そういうところで、もう少し条件を良くしてやれば、もっと来るんじゃないかな、ただ町長1人だけでは無理があると思っております。いろいろな角度でいきながら進めて、やはり工場誘致なり働く場所を持ってくるのも必要であると思っておりますので、なるべくそうようにご努力していただきたいと思います。  
それから少子化対策ということで、町では話し合いをしているものですか。

町長 畠山菊夫 秋田県では、25市町村のうち大潟村を除く全ての自治体が人口構成でみると存続が難しくなるとみられており、大変厳しい結果だと受け止めております。  
現在、県・市町村が一体となり、人口減少対策に取り組んでおりますので、そのようなことがないように本町でも対策を講じてまいります。

7番 伊藤秋雄 それでは次に移ります。②として、自治体の半分は、将来、厳しい言葉ですが、消滅する可能性があると言われております。本町についてはどうですか。

町長 畠山菊夫 民間の有識者による日本創成会議の人口減少問題検討分科会は、「全国1800市区町村別・2040年人口推計結果」を公表しました。これによると、地方からの人口流出が続く前提で、2040年までに若年女性の人口が50%以上減少し、消滅する可能性がある市区町村は全国に896あり、中でも人口が1万人未満で消滅の可能性が高い市町村は、532にのぼるという結果を公表しました。

7番 伊藤秋雄 やはり町長もよく調べております。私も調べました。ということは、八郎潟町は、2010年に20代から30代の方は549名、2040年には172名になります。この会議の中では、そうすれば若い人がいなくなるので、子どもがいなくなるわけです。危機感を感じております。職員も考えながら、このあと作成の基本構想など作る際、念頭に入れて、立派な基本構想を作ってもらえれば有り難い。こういうことですので、よろしく申し上げます。  
次に移ります。③にあります。本町は人口が何千人くらいで、町行政の維持ができるのか、これ以下になったら大変というデータはありますか。県では70万人、国では1億人を限度にしてあります。

- 町長 畠山菊夫 秋田県は、2010年の108万6千人から2040年には、70万人にまで減少するとの推計が発表されております。高齢化を伴う人口減少が社会にもたらす主な影響は、労働力人口の減少による県内消費の縮小など県内経済の縮小、税収減による財政規模の縮小、高齢化進行による社会保障経費の増大、人口密度の低下に伴う住民一人当たり行政コストの増大、現在の住民サービス水準の維持が困難になるおそれがあるなどがあります。
- そのため、人口減少に歯止めをかける様々な取組と並行して、人口減少社会においても、行政運営を継続できる体制を構築する必要があることから、平成25年度に、県と市町村が共同で研究する「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」を設置しております。
- 研究会では、人口減少社会においても、市町村同士や県と市町村の連携により、将来にわたって継続的に実施すべき業務を洗い出し、住民サービスの水準を確保するための方策について研究することとしております。
- 行政運営を維持できる本町の人口については、具体的に申し上げることが出来ませんが、本県は、若年人口を中心とした社会減が先行し、その結果として出生数の減少につながり、自然減が加速してきた構図が窺えます。現状の推移が続けば、年齢構造はますますバランスを欠いたものになり、経済に対する影響も深刻なものになります。人口減少に歯止めをかけるためにも、地元企業の活性化等を通じて社会減の抑制と少子化対策の着実な実践が必要だと考えております。
- 7番 伊藤秋雄 佐竹知事は「秋田県の人口減少の原因は、米のウエイトが大きい所ほど、人口減少が著しい」と発言をしております。また県議会の中でも、自民党会派の中でも、いろいろ知事の発言に対して出されました。また、国会の中でも、衆議院の農林水産委員会の村岡敏英さんから、国会の中でも、米を育てれば人口が減るんだよ、という言葉が出ております。そういう点について知事のコメントについて、町長はどう思いますか。
- 町長 畠山菊夫 佐竹知事の発言の真意がどこにあるかわかりませんが、お聞きしてもおりませんけれども、統計的なもの、或いは米作りの急速な機械化が進んだことを、おっしゃっているのではないかと考えています。
- 7番 伊藤秋雄 あと1問、簡単にいきます。先月20日、25町村でつくる、人口減少少子化に対する行政運営の在り方で、研究会が開かれております。その中で15項目の内、本町は水道事業と、し尿処理について要望をだしておりますが、県では提案した市町村から再度意見を聞いて、作業部会を設置の必要性などを検討することがあると記事にありました。本町はこのことについてのメリット、デメリットを簡単にお願ひします。
- 町長 畠山菊夫 技術職員が減少する中、生活排水処理サービスを持続的・安定的に提供するため、今後の下水道等事業管理のあり方について検討を行うもので、将来的には、県や近隣市町村等による下水道等の広域管理、広域運営を見据えた検討を行います。当面はこれに至るまでの過程として、①効率的・効果的な維持管理手法の検討。②下水道事業等への地方公営企業法の適用拡大について検討するものです。
- 7番 伊藤秋雄 最後に、強く要望しておきます。人口減少は、大変難しい問題だと私も今回いろいろ勉強して思いました。いろいろな角度で検討していかなければ、中、長期政策はできないと思います。これからは町長を本部長にして、こういうものを検討して、少子化をくい止めようと、頑張ってもらいたいと思っております。
- 長い間、どうもありがとうございました。
- 議長 三戸留吉 これにて、7番 伊藤秋雄くんの一般質問を終わります。それではここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
- (午後0時8分)  
(休憩)  
(午後1時30分再開)
- 議長 三戸留吉 ご苦勞様です。それでは午前中に引き続き、再開いたします。次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義

ご苦勞様です。今回は、3問を通告しておりますけれども、主に教育長から答弁いただいて、我が町の教育についてお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。失礼にあたることもあるかもしれませんが、そこら辺ご勘弁して下さい。あと時間も決められておりますので、ある程度簡潔にご答弁願います。

最初の質問で、平成26年度教育施政方針に対する現状は、ということで通告してございます。

23年度作成の第5次基本構想では、「学校教育の現状と課題には、授業力の向上に向けて学習指導法の工夫・改善に努め、基礎学力の徹底を図り、この時代を担う子どもたちに必要な能力としての「生きる力」を身につけた人材の育成に努めるとともに、子どもたちが元気にのびのびと活動できるように支援していきます」とあります。

更に、「教育環境の現状と、園児・児童・生徒数の今後の推移を鑑み、中学校を核とした小中併設校か、小中一貫校の開設を10年後に設定する」とあります。また今年の教育施政方針では、「数年後の小中学校の運用については、町の教育環境の現状と児童・生徒数の今後の推移に鑑み、6年後あたりに一部改修し、校舎一体型の小中学校」とあります。

3月定例会時に、委員会でこの点についての質問に、教育長の答えは、場所は示さなかったが、「小学校の空教室を建設の予定があります。」と述べております。以下の質問にもありますので、そこで答えてもらいますが、教育長は小中連携校を進めておるようですが、これとて何処で誰との話し合いで進めておるのか、非常に不可解です。

6月4日の魁紙によれば、小中一貫校制度へと文部科学省が来年の通常国会に学校教育法改正法案提出と報道されております。更に井川町は小中一貫校の開学を2018年頃にとの新聞報道があり、地域住民と懇談するとあります。時代がどんどんこの方向に進んでいます。

しかし、本町ではどうでしょう。近年の教育長の言動には、今後の八郎潟町の教育方針は、小中連携校に確定したかのような言動が多々みられます。これについて、連携校についての質問ですけれども、

1) 校舎一体型小・中学校とはどういうことを指しておっしゃっているのか、お願いたします。

教育長 江島廣

金議員さんのご質問にお答えいたします。質問の中にありました、誰との話し合いで連携教育なのか、ということでしたけれども、23年度の教育振興大会の中で、小中学校の教員と議員さん方もおりました、PTAその他関係者が集まった中で、本町の教育は今後どうあればいいのか、そういうグループ討議、ディスカッションをいたしました。その中でやはりこれからは、小学校と中学校が連携した教育で進むのが一番いいだろう、というような話し合いが持たれて、まず連携教育に取り組んでいるということでもあります。

最初の、「校舎一体型小・中学校とはどういうものなのか」という事なんですけれども、ご存じのように、いま八郎潟町では、小学校を新築するには、財政上非常に厳しいものがあります。ですので学級面も含めまして今の中学校の校舎を利用して、小学校が同居するというものです。

ただそうした場合に、今ある校舎の中に教室等を作って、小学校を同居させる場合に学校経営上非常に無理がある、そういうこともありますので、小学生が不便なく生活や学習ができるように必要な部分を改修して、中学生も小学生も1つ屋根の下で学ぶというイメージであります。財政のほうと相談しなければいけませんが、そうした方向性を持った場合には、やはり小学生の生活する学習する場所が必要なのかな、今の所はそういう風に考えております。

3番 金一義

ただいま教育長さんのご答弁の中で、私の解釈の仕方が間違っていれば大変失礼ですけれども、3月の委員会に教育長さんからお出ましを願って、その件で質問をしました時、いま質問書にありましたように8つの教室を作る、と他の委員の方も聞いておると思っておりますけれども、そういうお話しをされておったので、その時は場所どうのとか、財政問題どうのこうのとか、ひとつも突っ込んだことはなかったんですけども、結局8つの教室をどういう形で作るのかなと、かねがねずっとその事が頭にあって、それで今回の質問書の中にもその事を書いて入れたんですけども、今の話を聞くと、23年度その頃の話とだいたい似たような答弁になってきておりますけれども、そうすると3月議会の委員会にきておっしゃったこと、私の聞き間違いでしたでしょうか、そこら辺お願いたします。

教育長 江島廣 8つの教室と申し上げましたのは、小学校用には最低8つの教室が必要であると申し上げました。できれば6学年ありますので、普段学習するのが6つ、それから特別支援学級が、その時にどれくらいの数になるか見通しがつかないわけです。いずれ6年後には、最低1つはあるだろうということで8つという風に申し上げました。もしかするとプラスされる可能性もあるかも知れません。

あと放課後子ども支援、いま小学校でやっているような学童保育に必要な教室が出てくれば、中学校の教室のほう若干あまりがありますので、そこらあたりを見極めながらですが、最低8つの学級は小学生用に必要と答えております。

3番 金一義 そうすると基本構想の中で、10年後の小中一貫校とうたっているのは、その10年という意味は、要するに児童数の減少なんかも捉えた10年後だと我々確認しているんですけども、そうじゃなくて何か別の意味があつての10年後ということなんでしょうか。

教育長 江島廣 そういう意味じゃありません。最初に金議員さんおっしゃったとおり、10年後には今の子どもの数、定数でいきますと多分1クラスずつになるだろう。そこを見計らって、その時点で、小学生と中学生を一緒に屋根の下で学ぶ、という構想であります。

3番 金一義 そうすれば10年後になると、小学校が1クラス6学級、中学校は3学年としての9学級教室があるようですけども、特別室除いてですね、そうすると1学年1学年2学級ずつ余るから小学校の入れる6つの教室は空くという計算なるんですけども、それの他に基本的には、さっきお話しした特別教室云々とかあつて、8つの教室が必要だという意味ですか。

教育長 江島廣 教室が余るからそこを小学生用に使用するという考えは、その時点ではありませんでした。いずれ1クラスずつ少人数指導とか、1クラスで間に合うとか、そういうわけではございませんので、最低でも1つのクラスに2つくらいは必要なんです。実際授業をやるとなると。ですので私が言うのは、中学校の今ある校舎の教室の中に小学生を入れるという考えはありません。私の今の考えですね。ですので、あと校時的にも全然中学生と小学生違いますので、学習時間帯が、同じ校舎の中で暮らすには非常に無理があるだろうから、できれば小学校の校舎を別棟でと考えております。

3番 金一義 そうするとさっきからおっしゃっておつた、2つの教室は別棟にほしいという答えは、そこにきましたよね。今ね。

教育長 江島廣 私は今、そういう風に考えています。

3番 金一義 ということだそうで、我々としては10年後の意味は中学校の空き教室と、小学校の在籍数がちょうど合うような、教育長は連携を主体にして考えておるようなんですけども、一貫校の場合にしても、そういうもので弊害が出てくるといふ意味でおっしゃってるんだと思います。だいたいそこら辺はわかりました。  
次に、小中学校連携の主なねらいをお話し願います。

教育長 江島廣 小・中学校連携の主なねらいですが、児童生徒の発達段階や小・中学校間の接続に留意し、小・中教職員の理解と協力の下に、一貫性・系統性のある学習指導や生徒指導、教育課程の編成を行って、小・中学校の教育目標を達成することです。

将来、中学校が各学年1クラスずつ、つまり3クラスになったときの大きな課題は、教員数が7名だけになってしまうということです。中学校は教科担任制で、全部で10教科あります。7教科以外の教科をどう補っていくか、大変大きな問題となります。解決策の一つとして、中学校の教科免許をもっている小学校の先生が中学校で指導することができるように工夫することが考えられます。どんな工夫をすれば、きめ細やかな指導で学力の向上に結びつけることができるか研究中です。

今、町の学校評価システムで、園、小・中学校に各領域の共通課題を示し、実践をお願いしております。まなび、こころ、からだ、たいけんのそれぞれの部会において小・中学生が連携しておこなえる部分を一緒に協力しながら実践することで、小学生と中学生がスムーズにつながりをもつことができ、中1ギャップなどの解消になるものと思っています。

3番 金一義 今、教育長がおっしゃっているのは、6年後の連携にするための1つの指針としてのご質問得られたと思いますけども、実際そうすると小中の先生方の意思統一というのは、どういう形で今考えておりますでしょうか。

教育長 江島廣 先程も申し上げましたが、23年度の教育振興大会の折に、先生方の意見を聞いて、その点を反映しながら推進に努めております。教育委員会側から、こういうのをやりなさい、というのであれば先生方の反発も大きいものがあります。ですので、取り組み方につきましては、小中学校の先生方の意思を十分尊重した形で進めましょう、そうでないと必ず無理があるという考えで進めております。

連携教育には4つの部会がありまして、まなび部会は、授業交流による指導内容の接続を研究して取り組んでおり、こころ部会は、児童生徒の相互交流による豊かな心や社会性の育成で、不登校やいじめ問題行動の予防とその未然防止に努めております。

からだ部会は、児童生徒の安全・安心に向けたネットワークづくりに努めております。

3番 金一義 まず2つ目のことは、だいたいわかりましたので、そうしますと先生方の研究授業の実践というのは、どういう形でされておりますでしょうか。

教育長 江島廣 年、何時間か乗り入れ授業というものを実施しております。現在は小学校の教員が中学校で授業をするというのは、非常に困難があります。それは空き時間の関係といたしますか、小学校の教員は空き時間がないわけですね。ですので中学校の先生が小学校のほうに行き、やれる教科につきまして、乗り入れ授業というのをしております。音楽科とか理科とか国語科音読集会などがそういうふうなものにあたります。逆に小学校側が、中学生を指導する乗り入れ授業の実施、家庭科などに栄養教諭、保健指導に養護教諭も関わっております。

他に期間を決めて実施しているあいさつ運動の実践、中学校の郡市総体激励会のおりには、小学生が出向いて応援のエールを行っておりますし、生徒集会や、総合的な学習発表会に小学生が参加しております。今年度は目玉として、小学校で学力の向上と将来の授業運営を見据えて、一部教科担任制を実施しております。

3番 金一義 前に一貫校の時に聞いたんですけども、要するに小学校の先生と中学校の先生の免許の関係で、なかなかできないということをおっしゃっていたと記憶ありますが、そうすると今おっしゃったのは、関係のない部分で先生方の交流をしているということでしょうか。

教育長 江島廣 例えば、中学校の教師や小学校の教師が、別の学校に赴きまして、その教科を指導するということはできません。中学校の教師が乗り入れ授業するという事は、小学校に担任の先生がいらっしゃるT2、いわゆるTT授業、二人の先生が授業をするかたち、T1はあくまでもその学校の免許のある方ということになりますので、T2のかたちでいくわけです。これ他の授業のゲストティーチャーとよく言いますが、民間の方とか地域の方がお手伝いする、というようなT2というかたちになります。

3番 金一義 通告がありますので、前に進みます。次に、5つ目です。小中学校の教員が合同で参加する、授業研究のための会議等の状況でございます。

教育長 江島廣 先生方も大変忙しいですので、全体会につきましては、開催できて年1回程度であります。実務者会議というのがございまして、まなび部会が研究主任、こころ部会が生徒指導主事、からだ部会が体育科主任・養護教諭、たいけん部会が学年主任という組織としております。ただ運用のしかたは、連絡等を電話、ファックス、メールで行っておりまして、会議につきましては必要最小限にとどめております。

3番 金一義 以上をふまえて、今後の小中連携のための課題があるとすれば、どういうことですか。

教育長 江島廣 課題はないわけではありません。今一番の課題というのは、新学習指導要領になってから、各教科とも非常に授業時数が増えております。それと小中学校の校時の時間帯が、一緒になってはおりません。あと1つ、教職員の休憩時間の確保が問題になってきております。空き時間が非常に少なくなってきて、乗り入れ授業の実施回数に限りが出てきているのが、課題になろうかと思っております。

連携するための課題というのは、先生方の気持ちの持ちよう、八郎潟町の子どもを

一生懸命育てようという意気込みがある限り、十分進められるとっております。

3番 金一義 課題がないわけじゃない、あるとおっしゃってますけども、指導計画の作成、打ち合わせ等の時間の確保というのは、十分に取られているのか。

教育長 江島廣 先程申し上げましたように、ファックスとかメールで、「この時間行けるけどいいですか」という話し合いで、「じゃあこういう内容でよろしくをお願いします」というような話し合いのもとで、行って指導するということが、今の現状であります。その授業、1つの授業のために何時間も時間をとって打ち合わせする、というような時間は、ほとんど見いだせないのが現状です。

3番 金一義 そうすると、まあファックスでも結構でしょうけども、生の言葉での打ち合わせというのは少ないということですね。それでメールやファックスというのは、だいたい要点でどうだこうだという形になるんですけども、本当のお互いの意見の疎通、教育に関してはそこら辺、心の問題もあるので、そこら辺が非常に大切になると思うんですけども、ただ要件であれだこれだというのは、それでいいんでしょうけども、そこら辺の考え方はどうでしょう。

教育長 江島廣 TT授業で指導するためには、本当は時間を練り上げたもので授業するのが一番いいのですが、小、中それぞれ学校の運営ありますので、乗り入れ授業の場合は、そこまでの時間は取れない。ですので、実践質素といいまして、教育課程をやっていただく指導内容の部分をファックス等で交換して、電話でこの部分についてはこういうやり方で、この部分についてはこういう指導の仕方だという風に打ち合わせをして、授業に臨むというのが今の現実であります。

3番 金一義 それでは7つ目のご質問いたします。教育長さんは、小中一貫校に対する考え方は。

教育長 江島廣 3月の委員会で申し上げましたが、現段階では小中一貫教育校ではなく、併設校開設という風に考えております。やはり一貫教育校の場合、いま新聞やマスコミで取りざたされておりますけども、色んな事出てきております。各教育委員会のほうの考えに基づいて、一貫教育校もやれるという制度化に向かってはいるわけですけども、実際一貫教育校を作る場合の、一つの狙いとたくさんの課題がございますので、それを十分クリアして進むだけの一貫教育校にする価値があるかどうか、これからの考え方だろうと思っております。

3番 金一義 先程、前段で井川とか新聞とか話しましたが、いま教育長さんも話したように、今日の経済新聞の1面に大きく小中一貫校の制度化ということ、昨日のNHKのテレビでもやっておったんですけども、文科省でこれをやるんだ、ということをはっきりと、記事によれば2016年度から制度導入するということを明確に記事にしております。また、この設置主体である市町村が地域の特性に応じて選択できる、5・4制とかそういうことをさせたいのんでしょうけども、それで小学校と中学校のカリキュラムの問題が大きく障害になっているのだと思いますけども、規制緩和によって弾力的に運用することができるような感じになっているんじゃないかと思っております。

我が町ばかりでなく、少子高齢化で子どもさんがだんだん少なくなって、これからはどんどんこういう学校の需要が増えると考えております。併設校では時代に逆行しているような感じがしてなりません。もっと大局的に将来を考えた構想を持つべきではないでしょうか。

教育長 江島廣 先程申し上げましたように、現段階での話としておりまして、将来的にどうなるかというのは、もう少し見極めなければならぬと思います。一貫教育校の制度化というのは、今は特例校、開発学校の申請をして許可をもらって進めるというのが今のでして、それを無くするというのが制度化なんです。そういう風なもの無くても、その自治体独自で一貫教育校という風なものを作れますよ、という制度化なんです。

それが制度化された時の経済的措置とかいうものを、国の方でもつという風なことはまだ話出ておりません。どういう形でどういうものを国のほうで補助できるか、あるいは県の補助できるか、そういう風なものを全部見極めながら、進めていかなければいけないと思います。

いずれもう少しそういうことにつきましては、時間をいただければなと思っております。

す。

3番 金一義 今日湖畔時報にも、井川町の6月定例議会で町長の行政報告載っておったんですけども、要するに一貫校検討委員会について、急速に進む少子化のもと、本町における義務教育機関における井川小学校は、今年度8クラス215人、井川中学校は6クラス147人の児童生徒となっている。9年間の義務教育を、全般において各学年は20人から50人くらいと幅はあるが、今後は20人から30人くらいと推計される。こうした少人数で1小学校1中学校という実態を踏まえ、学力の推進向上のために、中学校へ小学校の併設、云々という意味のことを行政報告の中でされたようであります。井川の場合は、唐突に「やるんだ」ということで新聞発表等ありまして、我々もビックリしたわけですが、そこら辺の考えも入れながら私が今回質問しているわけですけども、教育長の胸の内はだいたい分かるんですけども、やはり新しい教育というのは地域には必要だと思うわけです。

かつて八郎潟というのは、教育の町、体育の町と、非常に他町村から羨望の的になった町でございます。井川が良いというわけではないですけども、だいたい公立であるとか私立であるとか、有名な所は一貫でやってきて生徒を吸収してやっておるわけです。過疎の問題もでてくるんですけども、どんどん人口も少なく産業も無くなってきている、教育も一つの産業と捉えて、やはり人に来てもらう、給食も無料だし、勉強も特化している、例えば英語なら英語、何なら何、八郎潟でなければだめなんだ、そういう一貫の教育を私は臨んでおるんで、いまこういう質問しているところでございます。

次として、さっきお話しされた、学校を作る際の基本的な考え方、教室直すとかあったんですけども、財源とかそういうの、どういう風に、さっき前段では財源の問題もあるということで、そうするとこれから立案して当局と話し合うということですか。

教育長 江島廣 現段階では平成32年度開設としております。来年27年度には基本構想・年次計画と基本設計にとりかかりたいと考えております。従いまして、今年度末には基本構想並びに年次計画の策定、財政協議を進めて、議会や保護者の方に説明できればと思っております。

実際は28年度に実施設計、29年度から工事着手する予定としております。

3番 金一義 そうすると、教育長さんの考えてる場所というのは、どこら辺ですか。

教育長 江島廣 私の頭の中では、校舎の棟を足す場所、一つは自転車置き場のあたりと思っておりますが、その繋がり具合がどうなのかというところもこれからです。あともう一つ、大きな問題は、校庭です。校庭、遊具その他をどこに持って行くのかというようなことがありますので、その辺りもこれから検討していきたいと思っております。

3番 金一義 だいたい分かりましたけれども、この問題はまた9月の時に質問させていただきます。次に、9つ目として、当校においての、いじめ、不登校の現状を説明してください。

教育長 江島廣 昨年度末に国の「いじめ防止等のための基本方針」が示されて

3番 金一義 簡潔に、いるか、いないかで結構です。

教育長 江島廣 はい、わかりました。

そういう面で、町も学校も同じようなものを作成して、努力しているところです。昨年度、子ども同士のいじめと捉えられるトラブルがありましたけれども、今年度、現時点では、小・中ともにいじめの報告は受けておりません。

現在、不登校につきましては、小学生1名、中学生4名となっておりますが、中学生のうち2名につきましては、適応指導教室に通級しているところです。残りの3名につきましては、週1日程度の当校状態となっております。

3番 金一義 その数は把握しておりましたけれども、カウンセラー的な方を委嘱されて、その子ども方にやっておるのかどうか。ただ電話をかけて学校に来いとか、担任の先生方が足を運んでるというのも、話には聞いておりますが、何で学校に来れなくなったんだか、ということ把握しておりますか。

教育長 江島廣 だいたいの原因になるものは、それぞれについてわかっておりますけど、スクールカ

ウンセラーは、中学校の方に年間何十時間と来ておりまして、必要に応じて相談の時間は設けておりまして、話をしております。

3番 金一義

これで教育の方は、だいたい、時間もないので終わらせていただきますけども、教育長さんは学校建設の話しておるようですが、横浜ではこういう学校があるんです。一貫校やってます。距離にしてください150メートル、その学校というのは、横浜市金沢地区にある釜利谷西小学校です。

私、冊子も持ってますけども、小学校の方は准校長と副校長、中学校の方が校長というかたちでやってます。生徒は中学校が157名、小学校が402名の559名のかたちで、これ一貫校です。校舎離れてても。将来的には一つの校舎にしたいんですけども。

教育長、わざわざ学校建てる必要ないです。こういう例があるんですから。だからこの財源のないところで学校建てる必要は、それは向上心に燃えてそういうことおっしゃってるんですけども、やはりこういうの検討しながら、今の小学校を使いながらも、一貫校でも何でもできると思うんです。これは実例でございますよ。これを申し上げて次に移りたいと思います。

次は、町長さんよろしく申し上げます。

2つ目の、少子化と過疎対策について、時間もあれですけども、過疎の特徴としては、人口減少と高齢化の進行、地域産業経済の停滞、農村の後退、その他もろもろあるんですけども、そこら辺なども我が町も当てはまるところが、人がいなくなれば、町、村そのものが荒廃するというのは自然なんですけども、町長さんがいつも挨拶の中で、うちの町は周囲4キロのコンパクトな町で、と持ち上げてお話しされてきたんですけども、いつの間にか過疎になってた、その時の、4月1日の感想は。

町長 畠山菊夫

平成22年以前の25年間、これの統計調査によって過疎地域指定になったわけでございます。今までは、分譲政策をやったときもありまして、確かに人口減少に歯止めがかかったことと思っております。だけれども、統計とりますと、分譲の半分が町内の皆さんが購入して分離世帯になります。そしてまた、残り半分が町外から転入してきます。そういう事例がありまして、人口減少に歯止めがかかったことは事実でございます。

ただ、今がそうすれば分譲政策が歯止めが掛かるかとなると、そういうわけにはいかないと思います。これから県と一緒に、県全体の問題でございますので、他近隣市町村から人口誘導的なことをするというのは、無理があります。それで確かに19.6%という人口の減少率でございました。人口の減少については、これまでも私たちが責任を感じております。これから本当に対策を講じていかなければ大変だと思います。

ただいろいろな過疎債流用となりますので、いろいろ人口誘導的なものができるのも確かでございますので、そういうのに向かって進んでいかなければという気持ちでございます。

3番 金一義

分譲政策は、昭和50年から我が町でやって、中嶋・羽立・文化団地等、ずっとやってきております。283区画をやっております。これは、最後の年が平成10年、大道団地10区画をやっております。こういう定住政策は、町長がおっしゃったように10年で終わっておったんで、そういうのも一つの足かせになっておったのかな、とも思います。いずれ280某の団地を造成しております。

要するに原因はいろいろあると思いますが、でも先程来お話しがあったように、高速道路のインターと、駅の100年も過ぎたJRの駅なんですけども、そういう形で八郎潟町はよく支えられて発展してきた所なんですけども、行政報告にもあったんですけども、この歯止め策として、どういう事を考えられておるのか、簡単に。これから委員会立ち上げて云々ということはわかっておりますけども、そこら辺の考えを簡単にまとめて申し上げます。

町長 畠山菊夫

人口減少の速度を緩めるには、出生数の増加をはからなければなりません。安心して結婚、出産、育児を行える環境の整備が必要であります。本町でも、これまで答弁したとおり、児童手当等の支給や各種予防接種、医療費、検診料の免除、保育料への助成、学校給食無料化などの各種子育て支援を行っておりますが、今後は更に雇用の受け皿づくりと、Aターンの促進、結婚しやすい環境づくり、子育て・教育の充実、少子化克服に向けた体制づくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

また、来年駅前にオープンする交流施設内には、図書館ゾーン、子育てゾーン、交流ゾーンがあり、そこを拠点に様々な事業が展開されます。本町だけでなく、周辺市町村の方からも利用していただき、交流人口が拡大し、地域住民のふれあいと交流、にぎわ

いの創出を図り、元気あふれるまちづくりを推進することにより、人口減少の歯止めになればと期待しております。

3番 金一義 考えているのは、どなたも同じですけども、地域経済が持続的に発展するということは、毎年その地域でまとまった投資がされることで、投資の回転によっては、まとまったお金をまた投下することによって、地域経済の持続的な発展を実現する、ということだと思っわけです。要するに、地域に投資しないとそこでお金が回らない、その回ったお金で地域が活性化する、だからそういう策が何であるかということを考えていかないと、企業誘致も然りであります。だけれども、学校教育も産業の一つじゃないかと思うわけです。考えているうちに井川が始まってしまう。井川は結構そういうこと出てきます。

私はやはり、教育も産業だということで、地域に投資するというスタイルは何か、ということをおみんなで考えていくことが非常に必要ではないか、農業6次とか3次とかありますけれども、それだってやはり販売先、そのためにはディーラーと繋がってないとなかなかできない、だから口先では6次、3次なんだかんだといえるけれども、やはりそこら辺の種を見つけるのが官だと思っわけので、そこら辺、民の力よりも官の力で考えながら前進していってもらえたらと思っわけしております。

次に、最後の問題ですけども、32区にあります団地ですけども、これは町内会長会議でもでておるようですけども、マスタープランとかあるんであれば、どういう形にするかということをおよろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫 32区、町営住宅中嶋団地は昭和49年度から昭和56年度まで建設され、16棟、64戸あります。一番古い棟で40年を経過しており、現在の家屋の居住レベルとの著しい差が生じております。

また、住宅自体が老朽化しており、修繕費用が嵩むため、現在建替を目標に政策空家を実施しております。現在の入居者は22戸39人が入居しており、うち単身入居者が10人おります。

平成27年度より、段階的に基本設計、実施設計、建替工事を計画しております。予算的な面から建替事業を何年でするのか、間取り、単身入居者への考え方、建替後の家賃、現入居者の仮入居等の考え方についてはこれからであります。

3番 金一義 一番大きな問題は風紀上の問題で、地域の方に聞くと、蔦草が二階の方まで生えている、猫の巣になっている等、いろんなことが言われております。いま町長さんが話したんですけども、戸建てにするのか、更地にするのか、個人的な考えはどちらの方が良いとお考えですか。

町長 畠山菊夫 解体費などの関係から、基本は現地建替だと思っわけいます。間取りを考慮して一戸建てにするのか、二階建てにするのか、いろいろ考慮しております。

3番 金一義 そうすると、全体の面積は何平米あるでしょうか。

建設課長 吉田久壽 資料が手元にないので後でご報告いたします。

3番 金一義 やはり、この場に資料を持って来ていただかないと、聞いている人がいますので。ではもう一つだけ、いま入ってる22世帯の方々の、今後の取り扱いといひますか、考え方というのは、行政としてどういひお考えでしょうか。

町長 畠山菊夫 先程もちよつと言ひましたけれども、27年度より段階的に基本設計に入ります。そうしたことを踏まえながら、どうするといひよりも、例えば町営住宅となると、他の方が空いてきた場合、移すことが可能かどうか、そうした場合の家賃どうしたらいひか、そういうことも生じてきます。いろんなことを考えながら27年度から段階的に基本設計に入っていきたいと思っわけしております。だいぶ古くなつたところを1棟に移すことができないんですよ、全部をまとめるといひこと。経費も嵩むことは今差し控えたいと思っわけしております。

3番 金一義 そこに人が住んでいるといひことは、重大なことなので、条例がどうのこうの、あれがどうのこうのといひ形では、生活圏があつて簡単にはいひかないと思っわけで、そこら辺いま生活されている方の気持ちも察してのことだと思っわけんですけども、大変難しい問

題にかかると思いますが、できるだけ周辺住民感情、心配している方々もおりますので、27年からということなので、やはりもっと早くやれるんだったら、公に広報などに掲載し安心感を与えるようにしていただければ、大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

町長 島山菊夫 前向きに対処いたします。

3番 金一義 これで終わります。

議長 三戸留吉 これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。  
次に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美 5番 加藤です。私からは、3つのことについて質問いたします。  
まず最初に、臨時対策債は、地方交付税に参入されるのか、という質問でございます。  
臨時対策債は、平成13年度に地方交付税の財源が不足して、一旦自治体が金融機関などから借金して穴埋めして、今年度の返済金は、国が交付税で分割して地方に配分する仕組みであると理解しております。このように理解して間違いはないでしょうか。  
しかし、地方交付税は、一般財源に入ってしまうと地方自治体が自由に使える金であることから、何に使用したか分からなくなる可能性があります。地方交付税は、主に面積、人口、公共施設、その他の条件を考慮して積算されているが、臨時対策債は、地方自治体の借金であることから、やがて返済の時がくるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。  
そのためには、国では、臨時対策債に伴う借金については、地方交付税で後で補填するといっているが、補填された財源については、地方自治体では積み立てておく必要があるのではないかと思います。

また、臨時対策債はどこ自治体でも申請できたものでしょうか。それと共に、何か八郎潟町で特別な事業を行うために臨時対策債を申請したものでしょうか。

この点についてお伺いしたいと思います。

次に、農業委員会の役割と、農地保全中間管理機構の関係について、お伺いいたします。

農業委員会等に関する法律第6条第2項第1号には、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項第2号に、農地等の利用の集積、その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項を行うことを定めています。

しかし、2005年の農業センサスで、八郎潟町農家数は524軒で、面積は1,100ha、2010年では429軒で1,070ha、30haの減となっております。また、干拓によりできた八郎潟町の農地が、当初配分では446ha、今年1月では390haと、50haの減となっております。約100ha近く減少になっております。所得で換算しますと、1億円近くの金が無くなっていることとなります。

このように八郎潟町の農地が、年々減少している現状を、町長はどう考えているのか。農地が減少していくという事は、農家にとっては所得を生み出す、生産手段を失うこととなります。強いては、町の税収減ともなり、過疎に拍車をかけることにもなります。

農業委員会では、何回かこの問題を議論したのでありますが、事務局の答弁では、八郎潟町では農地を取得する農家がない、とする返答が何回もありました。行政当局では、農業委員会の事務局から報告を受けなかったのでしょうか。

このように、農地の流動化が進んでいるときに、国・県の補助金を利用して、法人あるいは中間管理機構を活用した政策を、早急に打ち立てて、農地を守るべきであると考え、町長はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

3点目です。不耕起農地と相続登記について

国では、不耕起農地の減少のために、一生懸命取り組んでいます。本町においても、農業委員会が主体となって、巡回等を行ってきているが、最近、世帯主が死亡したことにより、相続登記がなされておらず、町の一等地が不耕起農地になっているケースがみられます。町では死亡届が出された方に、相続の手続き、農地の手続き、その他の手続き等を指導してこなかったのでしょうか。

このようなことから、何代も前から登記の手続きがなされておらず、今となっては大きな問題になっているケースがあります。このような問題が起きて、町の一等地が不耕起農地になった場合に、町ではどのようにして係る問題を解決しようとしているのか、その方向性を示してもらいたいと思います。

以上、3点です。

町長 畠山菊夫

加藤議員のご質問にお答えします。

臨時財政対策債は、地方財政法第33条の5の2第2項の規定による、交付税措置のある地方債であります。国が、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その代替財源として、地方公共団体が発行する地方債です。借りたお金を一般財源として自由に使用することができ、その元利償還金の100%が地方交付税で措置されます。平成13年度から平成15年度までの3ヶ年の臨時的な措置として導入されましたが、国において、地方交付税の財源不足が続いていることから、平成28年度までその措置は延長されております。

最初のご質問にある「臨時財政対策債の使い道」についてですが、ご説明したとおり、地方交付税の代替財源でありますので、一般財源として使用しております。

また、次のご質問にある「臨時財政対策債の返済金」についてですが、臨時財政対策債は、一般財源として幅広く使用していることから、当然、その元利償還金にも使用されております。

次に、農地の流動化により八郎潟町の農地が減少している現状をどの様に捉えているのか、のご質問ですが、中央増反地の耕作面積の減少についての、ご質問と思いますが、当初配分面積より約69haの減少となっております。

石井議員のご質問でもお答えいたしました。継続的に本町農業者が営農できる状況が望ましいと思いますが、売却を選択された離農者等の要望に、対応出来ない状況であったことは、就業者の高齢化や後継者問題等が要因と思われま。

次に、農地が流動化していく中で、町・中間管理機構をどの様に利用しようとしているのか、のご質問ですが、農地中間管理事業は、町が業務を受託することにいたしました。受託業務は、相談窓口業務、出し手受け手の掘り起こし・条件交渉、農地の位置・権利等の確認、農用地利用集積計画の作成、農用地利用配分計画の内容確認等であります。

農用地利用配分計画は、農業委員会の意見を聴取の上、作成するよう求められております。農地利用の効率化と経営の発展に資するよう、実施して参ります。

次に、町では死亡により相続が発生したときに、農地移動、税の問題について、どのように指導アドバイスしているのか、のご質問ですが、ご質問については農業委員会が担当しております。農地をお持ちの方が亡くなった場合、死亡届で訪れた方に、各届出の中に農業委員会に相続等の届出を、お願いしております。届出により、どなたが相続者となられるか確認する為であります。農地法により、届出が義務づけられております。届出の中で、農業委員会へ斡旋の有無を記載する欄があり、斡旋を望む方がいた場合には、地域の農業委員等に耕作者の紹介を、お願いしております。

相続税は国の税ではありますが、相談があった場合には対応いたしますが、直近5年間はありませんでした。

最後に、相続登記が円滑に行われなかった時に発生する、不耕起農地をどの様な方法で解除しようとしているのか、とのご質問ですが、利用権設定等の貸借による、遊休農地化防止の方法もありますので、権利者等の相談に対応し、地域の農業委員等と対応したいと思います。

遊休農地については、利用状況調査等で把握し、農地法に従い手続を進め、解消を図って参ります。

以上でございます。

5番 加藤千代美

最後の質問のところで、相続登記のことなんですが、農業委員会に下駄を預けたような話なんですが、農業委員会では、この問題について、再三再四事務局に指摘しております。しかし、一向に事務が進みません。最近に至っては、死亡者が出てきたときに、後継者もしくはその他の人が、その土地を受委託しているようですが、死亡した場合には、必ず相続登記が発生します。相続は私に言わせると、相続登記、税の申告は3ヶ月以内であります。

実態を顧みますと、相続した場合には、ほとんど税金かかりません。税法が改正になってもかかりません。去年か一昨年までは、相続する場合は5千万円まで控除、扶養者一人当たり1千万円の控除があったんです。今は3千万の7百万なはずなんです。かからないのに、なぜ相続登記について指導しないのか、再三再四指摘しているわけです。そのことについて私は伺っているわけです。それを怠ったために、裁判になっている話もあります。しかも一等地です。国の政策に非常に反する形なので、いったい町ではその点について、どういう具合に全般を絡めて指導しているのか、これは単に農業委員会の問題ではありません。

その辺について、お答え願いたいと思います。

産業課長 加藤貞憲 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。

相続登記については、所有者が亡くなって後継者の方々が、相続を義務的にしなければいけないという法律がありませんので、町の方で必ず相続登記をしなければいけませんよ、という風には言えない状況です。ただ、相続登記をしないとデメリットがあるということは、確かなことです。

デメリットは、いま加藤さんが言われたように、売買等ができないという現状があります。このようなことが無いように、今後とも指導していただきたい、ということで加藤議員さんからいつも言われておりますが、やはりいろいろと各家庭によって事情があると思いますので、話はできますが、登記まで町が踏み込むことはできないのは、ご了承願いたいと思います。

5番 加藤千代美 相続登記はできなくとも、相続税は加算されることとなります。3ヶ月以内に相続税を申告しない場合には、後に加算税がかかるわけです。そういった事態が発生した場合には、相続人に対して大きな損害を被ることになるけれども、その辺、産業課、税務課どのような連絡を取ってやっているのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 税務署では、相続登記をとっていただいて、異動にならない場合、前所有者から後継者への異動が確認できませんので、それについては税務署でどのように判断しているか、私の方からは言えませんが、登記が動かないということは、所有者が変わらないという判断だと思います。

5番 加藤千代美 答弁になってませんよ。税務課との連絡です。

産業課長 加藤貞憲 常日頃、その件について打ち合わせしているかといえば、それは打ち合わせはしておりません。ただ、登記所より町の税務課に対して、登記異動の件は報告があります。そして税務課からは、農地の移動分については、教えていただいておりますので、その件については、相続であるかどうかということは、町の方で税務課からの通知によりまして、確認させていただいております。

議長 三戸留吉 一回の質問に対して3回という規程ありますので、この問題についてもしあつたら、後ほどにまたお話しください。

5番 加藤千代美 中間管理機構について、町長から報告あったんですけども、この中間管理機構は、確かに農業委員会に移した場合に、いろいろ指導もする受託もする、そういうことになってます。町では法人が設立されております。大きいのが夢未来です。売るのではなくて、町である法人に極力受委託されるような指導をするべきだと、私は思います。これは売り主に対して、売り主がいろいろな事情があつて売りたいということをおっしゃるだろうけども、いま大潟村と八郎潟町で取得する場合には、場合によっては60万円から20万円の差があります。そのこともやはり考慮して、町でも何か対策を考えてもらいたい、そのことをお願いして、私の質問を終わりとします。

議長 三戸留吉 このことの答弁は、いいですね。  
これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。  
これにて、一般質問を終わります。これより、各常任委員会を開いていただきます。  
明日、最終日13日は、午後3時より本会議を開きます。  
本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦労様でした。

(午後2時48分)

# 平成26年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第3日目 平成26年6月13日（金）

議長 三戸留吉 ご苦労様です。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された、議案第21号から議案33号までの13議案、並びに承認2件、陳情について、各常任委員長の報告を求めます。  
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告（別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告（別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。  
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 議案第25号、平成26年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）の、コミュニティの補助金ですけれども、この答弁の中では、管理団体に申請があれば調整が必要です。という答弁になってますけれども、私の方でいただいた補助金の申請で、2年間で国・県の補助金は終わっているはずですが、この辺は討議されたのですか。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 5番さんにお答えします。その点については、審議されておられません。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
ないようですので、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 質疑ないようなので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。  
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、各議案に対する討論、並びに採決を行います。  
日程第2、議案第21号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第21号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第3、議案第22号 八郎潟町都市公園条例の一部を改正する等の条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第22号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第23号 八郎潟町公民館条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第23号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第5、議案第24号 八郎潟町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第24号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第25号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第25号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第7、議案第26号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第26号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第8、議案第27号 八郎潟町農業集落排水事業特別会計の剰余金について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第27号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第9、議案第28号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第28号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第10、議案第29号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第29号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第11、議案第30号 平成26年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第30号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第12、議案第31号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第31号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第13、議案第32号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第32号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第14、議案第33号 工事請負契約の締結について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第33号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第15、承認第1号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。承認第1号について、委員長の報告は、承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、承認第1号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第16、承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。承認第2号について、委員長の報告は、承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、承認第2号は委員長報告のとおり承認することに決定

いたしました。

次に、日程第17、請願・陳情について、討論・採決いたします。

陳情第8号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書、の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採択します。陳情第8号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第34号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 ご説明いたします。

議案第34号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
固定資産評価委員会委員の佐藤兼市氏は、平成26年7月23日をもって任期満了になりますので、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものであります。

佐藤氏は、人格・識見も高く、土地家屋調査士の資格もあり、固定資産評価委員会委員として理解ある者として提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより、議案第34号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。起立採決で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしの声ありますので、起立採決で行います。  
日程第18、議案第34号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第34号については同意することに決定しました。  
次に、日程第19、議案第35号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 ご説明いたします。

議案第35号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員の吉田義則氏が、平成26年6月30日をもって任期満了になりますので、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものであります。

吉田氏は、教職員としての勤務も長く、人格も高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者として提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより、議案第35号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。起立採決で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 異議なしの声ありますので、起立採決で行います。  
日程第19、議案第35号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第35号については同意することに決定しました。  
次に、日程第20、報告第1号 平成25年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。提案者の報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料75ページをご覧ください。  
報告第1号 平成25年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
平成25年度八郎潟町一般会計予算の未来づくり協働プログラム事業、局所防災事業、  
社会資本整備総合交付金事業、林道天池線災害復旧工事に係る繰越明許費繰越計算書を、  
別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告  
いたします。
- 議長 三戸留吉 これより、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。報告第1号の報告を終わります。  
次に、日程第21、報告第2号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計  
繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。提案者の報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料77ページをご覧ください。  
報告第2号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につ  
いて  
平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算の秋田湾・雄物川流域下水道事業  
に係る繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第  
146条第2項の規定により報告いたします。
- 議長 三戸留吉 これより、報告第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。報告第2号の報告を終わります。  
次に、日程第22、推薦第1号 八郎潟町農業委員会委員の推薦について、を上程い  
たします。農業委員会に関する法律第12条第2号の規定により、学識経験者の推薦に  
より、平成26年5月23日付けで、八郎潟町長より1名の推薦依頼がありましたので、  
依頼に基づき推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。お諮りいたします。  
農業委員会に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦による農業委員会委  
員は、小柳伊津子さん、以上の方を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって、小柳伊津子さんが、農業委員会に関する法律第12  
条第2号の規定により、議会推薦による農業委員会委員に決定いたしました。  
次に、日程第23、議員派遣については、配付資料のとおり議員を派遣することに、  
ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
今期、定例会に付議された事件は全て終了しました。これをもって、八郎潟町議会6  
月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時45分)